

文教委員会会議記録

文教委員会委員長 上原康樹

1 日時

令和5年10月18日(水)

午前10時1分開会、午後4時54分散会

(休憩：午前11時58分～午後1時0分、午後2時10分～午後2時51分)

2 場所

第3委員会室

3 出席委員

上原康樹委員長、高橋こうすけ副委員長、関根敏伸委員、小西和子委員、岩崎友一委員、川村伸浩委員、工藤大輔委員、飯澤匡委員、斉藤信委員、小林正信委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

増澤担当書記、谷地担当書記、久保併任書記、赤前併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 文化スポーツ部

小原文化スポーツ部長、加藤副部長兼文化スポーツ企画室長、
柏葉文化スポーツ企画室企画課長、
武蔵文化振興課総括課長、鈴木スポーツ振興課総括課長、

(2) 教育委員会

佐藤教育長、菊池教育局長、坂本教育次長兼学校教育室長、
西野教育企画室長兼教育企画推進監、
古川教育企画室予算財務課長、佐々木教育企画室学校施設課長、
度會学校教育室学校教育企画監、
武藤学校教育室首席指導主事兼義務教育課長、
中村学校教育室首席指導主事兼高校教育課長、
安齊学校教育室特命参事兼高校改革課長、
多田学校教育室首席指導主事兼産業・復興教育課長、
最上学校教育室首席指導主事兼特別支援教育課長、
千田学校教育室首席指導主事兼生徒指導課長、
大森教職員課総括課長、

熊谷教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長、
駒込教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長、
菊池保健体育課首席指導主事兼総括課長、
小澤生涯学習文化財課首席社会教育主事兼総括課長、
佐藤生涯学習文化財課首席指導主事兼社会教育主事補兼文化財課長

7 一般傍聴者

4人

8 会議に付した事件

(1) 委員席の変更

(2) 文化スポーツ部関係審査

(議案)

議案第1号 令和5年度岩手県一般会計補正予算(第3号)

(3) 教育委員会関係審査

(議案)

ア 議案第1号 令和5年度岩手県一般会計補正予算(第3号)

イ 議案第14号 岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例

ウ 議案第19号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて

(請願陳情)

ア 受理番号第1号 不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を国へ求める意見書提出の請願

イ 受理番号第2号 児童、生徒及び保護者に向けたマスク着用の影響についての情報の周知徹底を求める請願

(4) その他

委員会調査について

9 議事の内容

○上原康樹委員長 ただいまから文教委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、委員席の変更を行いたいと思います。さきの委員長の互選に伴い、委員席を現在御着席のとおり変更いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

次に、文化スポーツ部関係の議案の審査を行います。議案第1号令和5年度岩手県一般会計補正予算(第3号)第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第2款総務費、第8項文化スポーツ費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○加藤副部長兼文化スポーツ企画室長 議案第1号令和5年度岩手県一般会計補正予算(第3号)のうち、文化スポーツ部関係の予算について御説明申し上げます。

議案(その1)の8ページをごらん願います。2款総務費11億2,087万2,000円の増額補正のうち、8項文化スポーツ費7,655万9,000円の増額補正であります。補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、事業ごとの金額の読み上げは省略し、主な事業の内容について御説明をさせていただきますので、御了承願います。

それでは、36ページをごらん願います。2款総務費、8項文化スポーツ費、2目文化振興費であります。右側説明欄の一つ目、県民会館施設整備費は、県民会館の会議室及び舞台上で利用する備品を整備する経費について補正しようとするものであります。

次の公会堂管理運営費は、雨水排水管凍結防災対策及び屋上防水シート補修を実施するために要する経費について補正しようとするものであります。

次の公会堂施設整備費は、公会堂の長寿命化による全面保存及び活用の促進を図るため、建物調査を実施しようとするものであります。

次に、3目スポーツ振興費であります。同じく右側説明欄の一つ目、スポーツ施設管理運営費は、原油価格、物価高騰により影響が見込まれる県営スポーツ施設の光熱費について補正しようとするものであります。

次のスポーツ施設設備整備費は、県営運動公園陸上競技場について、日本陸上競技連盟の第2種公認陸上競技場として維持するため、その公認の更新に必要な用器具等を整備する経費について補正しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○上原康樹委員長 ただいまの説明に対し、質疑はございませんか。

○斉藤信委員 公会堂の施設整備費で、その長寿命化の調査619万円ということですが、現在の耐震性はどうなっているのか。長寿命化というのは、どういうスパンで改修を目指すものなのか、これを示してください。

○武蔵文化振興課総括課長 公会堂の施設整備に係る耐震化の状況でございます。こちらは、令和6年度までの個別施設計画で定めておりますけれども、こちらについては、修繕、改修を加えながら利用していくということにされております。

また、今回補正予算として提出いたしました施設整備についてでございますけれども、こちらの長寿命化としておりますのは、まず国の登録有形文化財と指定されている公会堂については、まず全面保存を基本としながら、必要な修繕、改修等を行いながら活用すべきという方針が平成15年度に定められております。この方針に基づきまして、これまで建屋の耐震化の工事ですとか、あるいはバリアフリー、それから会議室の冷房の整備などを行ってきたところです。一方で、この平成15年度にまとめられた今後の保存の考え方の中で、大ホールについては多目的ホール化を図ることとされていることとさせていただきますけれども

も、これまでこの多目的ホール化については未着手となっていたものでございます。今回は、この大ホールの多用途性と利便性を高めるために、まず多目的ホール化に向けて、大ホールの状況について、現状あるいは床の状況等について調査をしたいということでございます。

○**斉藤信委員** 私は耐震性について聞いたのです。県庁も調査をやって、震度6強までは崩壊しないということなのですが、平成15年の診断のときに、公会堂の耐震状況というのでも調査されたのでしょうか。

○**武蔵文化振興課総括課長** 耐震性についての御質問でございます。公会堂の塔屋部分については、耐震診断の上、補修工事を行っているということでございます。今回のホールについては、改めて状況等について調査するものです。

○**斉藤信委員** 耐震化の状況というのは、いろいろあるわけですが、県庁、本庁の場合には、かなり精緻な調査をして、震度6強までは崩壊しないとか、震度7については耐震性があるわけではないのだ。だから、本庁の場合は改修するのか、改築するのか、今後さらに検討するとなっているわけですが、私は、どの程度の耐震化の状況なのかということを知りたいので、正確にわかりませんか。これが1点。

あともう一つ、先ほどの答弁だと、令和6年度までは補修しながら利用は可能だということでした。今はもう令和5年度ですから、では令和6年度、令和7年度以降ということになるのでしょうか。そのことを踏まえて、先ほどの答弁だと、全面保存しながら活用する方針を踏まえて、今度は大ホールの多目的ホール化に向けて調査をするというのが主な中身だという受けとめでよろしいですか。

あと、多目的ホールというのはどういうイメージなのか、そのことも含めて示してください。

○**武蔵文化振興課総括課長** まず、多目的ホール化についてでございますが、この平成15年度にまとめられた考え方の際には、今ある座席を撤去して使用するというのを多目的ホール化ということにしております。実際に多目的ホール化する場合に当たっては、ステージのつり物を撤去、今残っている椅子の撤去、それからそれに伴う床面の仕上げですとか、天井の改修等が必要になってくるものと想定しております。

○**斉藤信委員** いずれ耐震化の状況は、今は正確にはわからないということですね。

○**武蔵文化振興課総括課長** はい。

○**斉藤信委員** わかりました。それで、スポーツ施設管理運営費で、光熱水費の物価高騰分を今回予算措置したということになりますが、これは令和5年4月28日の臨時会で1回予算措置したわけですが、これは6カ月分だったと。それ以降も、実は光熱水費は、電気代も燃料費も上がったと思うのですけれども、前期分をどのぐらい措置して、今回後期分をどのぐらい措置したのか、何を基準に値上がりを評価した予算になっているかを示してください。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** 物価高騰分の補正予算についてでございますが、施設の

電気料等について物価高騰の影響が続くと見込まれますことから、今後の管理運営に支障が生じないように、今年度末までの所要額を補正予算に計上しようとするものでございまして、4月から6月までは実績、7月から年度末までにかけては、過去2年間の使用料に当初予算と物価高騰分の単価の差額を掛けまして、予算に計上しているものでございます。

○**斉藤信委員** だから、前期分は幾らで、今回の後期分措置したのは幾らですか。それは何%ぐらい上乘せしているということも含めてわかるようにリアルに示してください。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** 今回通年分について計上するものでございます。物価高騰分の通年分について、今回の補正予算に計上するものでございます。

○**斉藤信委員** この質問の趣旨がわかっていないのではないですか。4月28日に第1次補正をしているわけです。今度は第2次補正でしょう。第1次というのは、6カ月分だったのです。だから、今度は通年分と言うけれども、そうではないでしょう。補正予算で措置したのは年間の後期分でしょう。だから、その額をそれぞれ幾らなのかと、何%割増ししたのかというのを聞いているのですよ。わかりやすく言ってください。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** 県営スポーツ施設分につきましては、4月臨時会の補正予算では物価高騰分を計上しておりませんで、先ほどご説明したとおり、次回通年分の物価高騰分を補正予算に計上するものでございます。

○**斉藤信委員** いや、びっくりしました。てっきり、これは県営施設ですから、あのときかなりきちっと措置したのだと受けとめていたのだけれども、しなかった。では、この半年間、スポーツ施設はどう対応していたのですか。それが一つ。

今回通年分を措置したということですか。文化施設もそうですか。

○**武蔵文化振興課総括課長** 文化施設として、県民会館、公会堂、それから平泉世界遺産ガイダンスセンター、三つ所管しております。そちらの3館はいずれも4月時点での補正も行っておりませんし、今回の9月補正でも、現在のところは当初予算での対応が可能ということで、補正は行っていないところです。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** 県の指定管理施設につきましては、先ほど御説明したように、4月補正では物価高騰分の補正はしておりませんで、今回県全体で物価高騰分があれば補正予算に計上することとしているものでございます。これまでの物価高騰分は、今までの指定管理料の中で支払いが可能でありましたので、これまでは補正をしてこなかったものでございます。

○**斉藤信委員** 指定管理料で対応できるということは、絶対ないと思います。昨年度はどうしたのですか。昨年度は物価高騰対応の補正予算があったのですよね。これは指定管理料で支払ったのですか。補正予算できちんと措置したのですか。それを教えてください。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** 昨年度も9月補正で必要な部分の指定管理料の増額をしております。通年分の電気料が1年分ありますので、その中で今までは支払ってきているというものでございます。電気料、燃料代等でございます。

○齊藤信委員 わかりました。去年は9月補正で対応したと。今回は当初予算や第1次補正予算では組まずに、また9月補正で措置したということになるのですか。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 当初予算の単価から、今回物価高騰分で上がった部分につきましては、9月補正で対応しているものでございます。

○齊藤信委員 補正額が1,839万円ですね。去年の補正額は幾らでしたか。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 済みません。手持ちがないので、少しお時間をいただければと思います。

○齊藤信委員 県営運動公園陸上競技場の第2種公認陸上競技場として維持するために4,270万円。説明資料だと必要な用器具の整備等に要する経費となっているのですが、第2種公認陸上競技場として維持するためには何が必要で、具体的に何がどう措置されるのか、これで十分なのか示してください。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 運動公園の陸上競技場、第2種公認の継続に必要なものについてでございますが、備品の整備が必要ですし、それからトラックレーンなど傷みが激しい部分がございますので、それらの補修等が必要で、今回につきましては必要な備品等を整備するものでございます。

○齊藤信委員 だから、第2種の競技場として維持するために何が必要で、今回は何を措置したのですか、これで十分なのですかということを知っているのです。その説明資料では、必要な用器具の整備と書いているから、それだけなのかと。そこを正確に、何が必要で、今回何を措置したのか、全てなのかどうか。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 今回整備するのは備品等でございますが、たくさんあるのですが、例えば電子音スタート発信装置——スタートするときの音を鳴らすものでございます。あとは、電子式風力速報表示板——風がどれぐらい吹いているかを電子的に表示するものがございます。あとは、棒高跳び用の支柱が古くなったために、それを整備するようなもの、あとは結構あるのですが、円盤を置く台、砲丸を置く台、やり立ての台などがありまして、これらの備品につきましては、ことしの5月に公益財団法人日本陸上競技連盟から事前の現場指導がありまして、それらを今回整備するものでございます。

そのほかに、工事関係も必要でして、先ほど少しお話したのですが、トラックレーンの傷みが激しいので、それを補修するもの、あとはコースごとのラインマーキングが薄くなってきたりというものがございますので、その塗り直し、また、トラックの中と外の縁石があるのですが、それが傷んでいるところがございますので、それらの補修等の改修工事が必要でして、それらにつきましては今内容を精査しているところですので、改めて適切な時期に補正計上したいと考えております。

○齊藤信委員 了解しました。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 先ほど御質問のありました令和4年度9月補正の額でございますが、2,333万円ほどを県営スポーツ施設9施設の物価高騰対策分として計上しております。

○齊藤信委員 去年の9月補正は2,333万円で、今回は1,839万円ということです。物価高は去年よりもことしのほうが激しいと思うのだけれども、これはなぜですか。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 物価高は昨年度から引き続きありまして、一定程度は今年度の当初予算の単価に反映されましたので、その差があるものと考えております。

○齊藤信委員 指定管理ですから、定額だったのではないですか。その分をプラスで当初予算で措置したのですか。決まった指定管理料のほかに、そういう予算を措置したのですか。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 当初予算を積算するときには昨年度半ばの単価を用いて計上しておりますので、その時点で上がった部分は当初予算に反映されているということでございます。

○齊藤信委員 だから、指定管理料は決まっているのですよね。3年なら3年、5年なら5年で。だから、その決まった指定管理料にこの光熱水費の高騰分を当初予算でプラスしたということですか。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 光熱水費につきましては、その時点時点の単価を踏まえて計上しておりますので、それで積算をして、その中で見ているということでございます。

○齊藤信委員 よくわからない。私はシンプルに聞いているのだけれども。だから、指定管理というのは5年ですか。契約で5年間毎年決まっているのです。しかし、今物価が高騰しているから、それにプラスして光熱水費を当初予算で措置したということですか。当初予算で措置したというなら、措置した額は幾らですか。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 要領を得ませんで済みません。県スポーツ施設のほとんどにつきましては、令和5年度が指定管理の初年度になっておりまして、その時点で単価を見ているので、ある程度単価を反映しているということでございます。

○齊藤信委員 違うと思います。ここで指定管理の議論もしたのだけれども、あのときに計画が出されて契約が決まっているのですよ。だから、令和5年度からスタートするからプラスしたということではないと思うのです。指定管理の契約があつて、燃料費等が高騰していれば、それにプラスしてするということなのではないですか。指定管理というのは、そういうものでしょう。

○加藤副部長兼文化スポーツ企画室長 先ほど鈴木スポーツ振興課総括課長が申し上げましたとおり、令和5年度から指定管理の部分での指定料金の中にそういった物価高騰の分も含めておりますが、ことしに入りまして、政府による補助金による減額措置がございましたので、その分の減額分が見込まれましたことから、今回その部分について軽減されているところがございます。一方で、東北電力管内では、6月分から電気料の値上げという部分がございますので、その減額分を上回る分の値上げがあつたところについては、今回改めて補正予算という形で措置させていただいているものがございます。

○齊藤信委員 指定管理については、ここでも議論して、きちんと5カ年の計画書が出されて、それで議会でも議決しているのです。だから、令和5年度から始まるから、それに

盛り込んだのだという話ではないのだと思うのです。契約は去年しているのです。だから、その契約額にプラスしたということなのでしょう。違いますか。だから、プラスした額は幾らですかと私は聞いているのです。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 今回補正で計上した額が指定管理料に加えた額でございます。4,078万円余になります。

○斉藤信委員 これは制度の問題だから。私は、5カ年の計画で契約していると思うのです。だから、令和5年度幾らというのは、計画としては決まっていたと思うのです。恐らく契約したときには、5カ年、きちんと毎年幾らとなっているのですよ。契約そのものに物価高騰分が反映されていたということですか。それとも、物価高騰が激しいのは去年、ことしですから、契約された上にプラスして光熱費の高騰分を当初予算に組んだのかということになると思うのです。それで、最初通年見たと言ったではないですか。ところが、今聞くと当初でも見ていたのだということになると話が違ってくるのではないですか。制度の問題、契約がどうで、今年度の当初と今回の補正というのは、どういふかわりがあるのかということをおわかりやすく教えてください。

○上原康樹委員長 斉藤委員に申し上げます。時間もかなり迫っております。御了承ください。

○斉藤信委員 了解ですが、どうも答弁が納得できるものでないので、委員長もわかるようにきちんと答えさせてください。委員長、やりとりを聞いていてわかりますか。僕はわからないから聞いているのです。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 済みません。先ほどの答弁が一部誤っておりましたので、それを訂正させていただきたいと思います。

物価高騰分が四千万円余と御説明しましたが、千八百万円余でございますので、そちらを先に御訂正させていただきたいと思います。

済みません。さらにいまの答弁の分は、少し確認した上で答弁させていただきたいと思っております。

○上原康樹委員長 よろしくお願ひします。

斉藤委員、よろしいですか。

○斉藤信委員 いいですよ。きちんと答えていただければ。

今の1,800万円というのは、当初予算の分ですね。当初1,800万円を見込んだということですか。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 補正予算で1,800万円を見込んでいるということでございます。

○斉藤信委員 補正予算で。そのとおりになっているではないですか。最初から1,839万円なのですよ。訂正もくそもないので、それは。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 先ほどそれを4,000万円と答弁してしまいましたので、それを訂正させていただいたところです。

○齊藤信委員 俺のほうが正確なのだ。後で合理的な説明をしていただければ、それでいいです。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 済みません。私の答弁が間違っていた部分がございます。齊藤信委員がおっしゃるように、電気料につきましては令和3年度時点の単価を用いております。高騰したのもございますが、燃料費等によっては以前より下がっているものもございます。それらがあるために今回 1,800 万円ほどの補正予算になっているということでございます。

○齊藤信委員 当初予算で見込んだというのは何。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 当初予算で見込んだというのが私の答弁の誤りでございました。

○齊藤信委員 それは撤回。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 申しわけございません。

○上原康樹委員長 改めて整理をして、御報告いただけますか。

○齊藤信委員 まあ、わかった、わかった。間違いが多かった。

○上原康樹委員長 時間が 30 分経過しております。よろしいでしょうか。よろしいですね。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 討論も特にないということで、これをもって討論を終結いたします。では、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、文化スポーツ部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かございませんか。

○齊藤信委員 では、簡潔に。一つは J 2 対応のサッカー場の整備について、県と盛岡市といわてグルージャ盛岡の間でどういう協議が行われているか示してください。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 県と盛岡市、いわてグルージャ盛岡との間の協議についてでございますが、本年 5 月にいわてグルージャ盛岡から、いわぎんスタジアムの設置者である盛岡市に対し、いわぎんスタジアムの B グラウンドを改修する提案がなされておりました。盛岡市において現在対応を検討していると伺っております。

スタジアム整備につきましては、いわてグルージャ盛岡と盛岡市において改修計画をしっかりと検討いただきまして、盛岡市と相談しながら県としてどのような支援ができるか

考えていきたいと考えております。

○**斉藤信委員** この3者の協議は、県はどのような立場で参加しているのですか。協議されたのは1回なのか2回なのか、それはどうですか。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** 市とは内々に情報交換はしておりますが、いわてグルージャ盛岡から提案がございまして、盛岡市は今検討中ということでしたので、それらも踏まえまして、具体的な検討を進めたいと考えております。

○**斉藤信委員** 新聞やニュースでは、その協議が行われて、その協議の責任者は誰だとか報道されているのではないですか。どういう協議会の名称ですか。そして、構成メンバーは誰で、県はどのような立場で参加しているのですか。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** 現在いわてグルージャ盛岡のほうで、いわぎんスタジアムのホームスタジアムの整備に向けましていわぎんスタジアム協議委員会を立ち上げておりまして、県と市はオブザーバーで参加しております。報道でもありますとおり、委員長は株式会社小松製菓の社長、そのほかに金融機関、マスコミ、あとは支援者、スポンサー等々が入っている協議委員会でございます。

○**斉藤信委員** そうすると、盛岡市と岩手県はオブザーバー参加、正式のメンバーということではないと。いわてグルージャ盛岡が中心となった協議会がつけられているということですね。この間開催したというのは、その第1回ですか。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** 協議委員会についてでございますが、協議委員会は7月に1回、9月に1回、計2回開催されております。

○**斉藤信委員** これは県民の関心の高い課題なのですよ。一度J2になって、残念ながらまたJ3になったのだけれども、私は大変県民の関心の高い課題だと思いますが、こうしたJ2対応といえますか、サッカー場の整備については、どのような国等の支援策があるのか、他県ではどのように整備されているのか示してください。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** 国等の支援策についてでございますが、市町村がサッカー場等のスタジアムを整備する場合、国のデジタル田園都市国家構想交付金の地方創生拠点整備タイプや、都市公園の施設であれば社会資本整備総合交付金を活用できる可能性があると考えております。

また、J3、20チームのホームスタジアムの整備状況についてでございますが、市営、町営スタジアムが10件、県営スタジアムが9件、民営スタジアムが1件となっております。直近では、愛媛県の今治市をホームタウンとするFC今治の運営会社の子会社が今治市から土地を無償貸与された上で、地元企業から融資を受けまして資金調達して、将来的にJ1基準まで入場可能数が拡大可能なスタジアムを整備しているような例がございます。

○**斉藤信委員** わかりました。私は気になる問題がありまして、このJ2対応サッカー場の整備について、いわてグルージャ盛岡の当時は監督でしょうか、今は監督がかわったのでしょうか、岩手県知事選挙で千葉絢子さんを応援したのです。その理由は、県がまともに対応しないからだ、こういうことが公然と言われたと。これ自身、私は不適切だと思

いますけれども、サッカー場整備について、選挙の中でそういうことをすること自身、私は不適切だと思いますけれども、このことはわかっていますか。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 私も時々いわてグルージャ盛岡の試合を見に行くのですが、ちょうど見に行ったときにお話をしていたのは聞いたことがございます。

○斉藤信委員 実は盛岡市のいわぎんスタジアムでゲームがあったときに、この達増さんの相手候補が挨拶しているのです。そして、選挙のさなかに盛岡グランドホテルで開催された決起集会のときに、いわてグルージャ盛岡の責任者がそのことを話しているのです。県はまともに対応しないから、私は千葉さんを応援するのだと。この整備の問題というのは、一朝一夕で簡単にすぐ進むものではない。ただ、いつまでものんびりしていいということではないと思うけれども、こうして政治問題化したことは、私は問題だったのではないかと思います。小原文化スポーツ部長は、どのように受けとめていますか。

○小原文化スポーツ部長 来年の6月までという期限もあることですので、いわてグルージャ盛岡側がその実現に向けてさまざま動いているということは、そうなのだろうと思います。実現に向けて動いているというお気持ちで動かれていることだと思います。それぞれの方々にいろいろな考え方があると思います。そうした皆さんの考え方をつかみつつも、県としてはどのような対応をするかについては、盛岡市の協議の進展をよく注視して、改修計画の内容を精査して、県のスポーツ行政の方針や県財政への影響などを照らして、十分検討していくべきものだと考えております。

○斉藤信委員 せっぱ詰まった課題だということもあると思いますけれども、多くの県民に応援されているいわてグルージャ盛岡ですから、やはり重大な政治戦のときに片方に肩入れするというのは問題の解決にもならないし、矛盾を広げるしかないのではないかと思います。そのことは指摘して、どういう形でこのJ2対応のサッカー場を整備するのが岩手県にとって一番いいやり方なのか、本当に知恵を出して、県民の期待にも応えていただきたい。

次に、県内の三つの世界遺産について、平泉の世界遺産の拡張と平泉ガイダンスセンターの取り組み状況、観光客の推移などはどうなっているか示してください。

○武蔵文化振興課総括課長 まず、平泉の文化遺産の拡張についてのお尋ねでございますが、こちらは平成24年度に暫定リストに掲載されまして、これまで10年にわたりまして調査研究を継続してまいりました。国内の有識者による専門委員会を設置いたしまして、専門委員による検討や議論を重ねてまいりましたところ、令和4年8月に柳之御所遺跡を除く四つの資産については、それぞれの問題、課題の解決にはなお時間を要するという最終意見がまとめられたところです。こちらの専門家の意見を踏まえまして、県と関係する3市町で協議を重ねてまいりまして、この8月に代表者による会議において協議、申し合わせを行い、今回、拡張登録の対象としては、まず柳之御所のみを推薦することについて合意したというところでございます。

続きまして、ガイダンスセンターの取り組み状況についてお答えいたします。令和3年

11月に開館いたしました平泉世界遺産ガイドセンターでございますが、入館者につきましては、この令和5年8月までの状況ですと4万340人に御来館いただいております。入館者数の推移で申し上げますと、令和3年度は11月からということになりますが、6,657人、令和4年度は4月から3月までで2万5,347人、令和5年度は4月から8月の計になりますが、8,336人となっております。令和5年4月から8月までの入館者数の8,336人につきまして、昨年度の同月と比べますと4,688人の減、約36%減少となっております、団体数は若干伸びておりますが、個人客の減少が要因となっております。

こちらのガイドセンターの取り組みでございますけれども、令和5年度から指定管理者制度、それから利用料金の有料化という制度を導入したところでございます。有料化を受けまして、さらに多くの人に御来館いただけるような努力ということで、平泉の周遊のゲートウエーという立場、役割を確立すべく、指定管理者とともに施設の展示ですとか、魅力上昇に努めております。指定管理者では、企画展示などを工夫したり、あるいは県南広域振興局と一緒に世界遺産のパネルの展示ですとか、先ごろは着つけ体験、藍染め体験といった郷土の工芸品の体験などを開催いたしまして、来客の促進に努めております。

また、多くの方、団体の方に御来館いただくということがやはり重要と考えておりますので、教育旅行説明会に参加いたしまして、ガイドセンターの周知を行っているところでございます。

○齊藤信委員 ガイドセンターの入館者がことし5月から8月で前年と比べて4,686人の減少と、かなり大幅な減少です。5月というのは新型コロナウイルス感染症が2類から5類に移行して、本来ならもっと来場できるような客観的な条件があったと思うのだけれども、なぜこれだけ大幅な減少になったのか。やはりここをしっかりとやらないと、本来ふえるべきときに減少したというのはなぜなのか。入館料というのは、そんなに大した額ではないと思うので、それが障害になったとは私は思わないのだけれども、そのことについてはどのような議論、そして対策がなされているのか示してください。

○武蔵文化振興課総括課長 お尋ねがありましたガイドセンターの入館の減に関しての分析、あるいは対応についてでございます。まず、新型コロナウイルス感染症が5類に移行になったことにより、来館者増を期待したところでありましたが、結果として少ないということは、やはり要因の一つとしては有料化があると捉えております。こちらに関しては、一時的に経済的な負担が増すということで、リピーターの方の来館に影響を与えたということが一つあると考えております。

また、施設の開館状況ですとか、外観から見た状況として、少し入りにくいですとか、こういったものがあるのかわかりにくいといったお声もいただいております。そういった中でガイドセンター自体のPR不足も影響していると考えております。

こういったことで、平泉の中尊寺、毛越寺などにお越しになった方も含めて、ガイドセンターにも足を運んでいただけるような周遊策については検討する必要があると考えてございまして、今年度は来訪者の方にアンケートを記入していただきまして、どちらから

いらっしゃったか、またどこに行くのかといったような動向について調査を行っております。この調査の結果を踏まえて、平泉地域の世界遺産とその関連施設も含めて、皆さんに多く周遊していただけるような策を検討していきたいと考えております。

○上原康樹委員長 質疑、答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

○斉藤信委員 しっかり分析、検討して、本来ならふえる時期に少し減ったのではなくて大幅に減っていますから、これは注目して、しっかり対応しなくてはならない問題だと思います。

それで、もう一つの柳之御所の保存と活用の状況について。今柳之御所ウオークということではいろいろなイベントもされて、あちらのほうは何か元気な感じなのですが、御所野遺跡の保存と活用、利用状況、もう一つは縄文の遺産というのは北海道から北東北まで連携した遺産なので、他県との連携はどのように進められているのか示してください。

○武蔵文化振興課総括課長 御所野遺跡の活用と、他県の遺跡との連携の状況についてでございます。まず、御所野遺跡につきましては、北海道、北東北の縄文遺跡群を構成いたします四つの道県と、関係の市町による協議会が組織されておりまして、こちらに参画いたしまして、一体となって保存、活用の取り組みを進めております。この協議会では、ガイドダンス映像の多言語化ですとかフォーラムの開催などを行いまして、国内外からの来訪の促進に取り組んでおります。また、県の取り組みでございますが、所在する一戸町や県北広域振興局、それから関係団体等々とともに各種のイベント、それから I G R いわて銀河鉄道の連携による誘客ツアー、それからガイドの交流会、研修会などに取り組んでおります。

○斉藤信委員 御所野遺跡は、高校生だとか、地元の方々もかなり参加して、さまざまな取り組みが行われているのが特徴だと思います。そして、まちぐるみの取り組みなどもされていて、道の駅の構想もありましたね。その辺りがどうなっているのか、あとは来場者の推移はどうなっているのか、わかったら示してください。

○武蔵文化振興課総括課長 まず、一つ目のお尋ねの道の駅については、平泉町が一時計画したと承知しておりますが、その後の状況については、申しわけございませんが県としては把握しておりません。

それから、御所野遺跡の観光客の推移の状況ですけれども、コロナ禍前の平成 30 年度の来場者が 2 万 3,576 人、世界遺産登録後の令和 3 年度は 3 万 2,426 人、令和 4 年度は 3 万 4,345 人で増加しているという状況でございます。

○斉藤信委員 一番苦戦しているのが橋野鉄鉦山の世界遺産だと思いますけれども、これは現状はどうなっていますか。

○武蔵文化振興課総括課長 まず、橋野鉄鉦山の来訪者数の状況でございますけれども、平成 30 年が 1 万 3,094 人、元年度が 1 万 3,226 人、コロナ禍に入りまして、令和 2 年度が 5,547 人、3 年度が 5,563 人、4 年度が 6,219 人ということになっております。

○斉藤信委員 橋野鉄鉦山も世界遺産で、場所的になかなか交通アクセスの不便なところ

です。特に遠野市から行く道は大変道路幅が狭くて、カーブが多くて、なかなか観光ルートになり切れない感じがするのですけれども、こうした橋野鉄鉱山の遺跡の積極的な活用ということで、釜石市と協議している課題について示してください。

○武蔵文化振興課総括課長 橋野鉄鉱山の活用については、市と県とでさまざま協議しながら、各種のイベントの企画ですとか、研修会の実施などを行っております。先ごろ開催いたしましたいわて世界遺産まつり in 橋野鉄鉱山を釜石市とともに開催いたしました。その際には駅のほうからバスを御用意して御来場いただくといった工夫もしているところです。資産の誘客や理解を深める取り組みをより一層PRする必要があるということで、市と協議を進めてまいります。

○斉藤信委員 では最後に、コロナ禍を経過して、県内の文化芸術活動がどうなっているか、また、コロナ禍前と比べてどれだけ県内の文化芸術団体の活動が回復、再開しているのか、コロナ禍で解散した文化芸術団体はあるのかなのか、そういう実態がわかれば示してください。

○武蔵文化振興課総括課長 コロナ禍を経過しての文化芸術活動の状況についてでございます。県内の文化芸術団体に対しまして、これまで10回にわたる調査を行っております。最近の調査は6月に行ったところですが、新型コロナウイルス感染症による文化芸術活動への影響の有無について回答を求めたところ、大きく影響があると答えた団体が前回2月の調査では20%あったところ、今回の6月ではゼロになっております。また、多少の影響があると答えた団体が2月の調査では55%あったところ、6月の調査では42.9%と減少しておりまして、状況自体は改善が見られるということではありますが、コロナ禍前と比べると、まだ影響が残っていると認識しております。また、影響の内容については、最も多かった回答が、団体、会員等の活動意欲の低下があるというものがおおむね3割ぐらゐの回答でございました。

それから、コロナ禍によって解散等の影響が出た団体の状況ということでございます。定数として把握しているということはありませんが、先ほど申し上げた調査票の中の御回答の中では、市町村の芸術文化協会から脱退した、あるいは連盟の加盟のクラブ数が減少しているといった回答がございます。

また、県で設置しております文化芸術コーディネーターも相談に乗っておりますが、こちらの相談の状況でも、コロナ禍の当初の時期は感染対策ですとか、そういった御相談が多かったのですが、その後は新型コロナウイルス感染症に配慮しつつ演奏可能な施設を探しているとか、あるいはまた活動したいので支援策、助成金はないかといった御相談もいただいておりますので、活動を休止していた団体もまた活動に向けていろいろな動きが出ていると捉えているところです。

○斉藤信委員 10回にわたる影響調査を行って、多少影響があるという回答がまだ42.9%ということですから、県内の芸術文化団体の活動は回復の過程にあるということで、ぜひ県の支援を継続して強化をしていただきたいと思います。このことを述べて終わります。

○**小林正信委員** 私も盛岡南公園球技場——いわぎんスタジアムについてお伺いしたいと思います。

先ほども議論がございましたけれども、現在いわてグルージャ盛岡はJ3で、J2に昇格するには、収容人数や設備の基準を満たす必要があって、それには多額の設備改修費用が必要だということです。Jリーグからは、先ほど小原文化スポーツ部長からも答弁があったとおり、来年の6月までにはこの整備計画を立てて、Jリーグに提出するように求められているということで、せっぱ詰まっているという話もありましたけれども、そういう状況になっていると。

いわぎんスタジアムは盛岡市の施設ではありますが、県内のサッカーファン、サッカーを見る方とかサッカーをやっている方にとっては、スタジアムの整備計画というのは結構深刻な問題なのだろうと思います。岩手県としても、岩手県スポーツ推進計画におきまして、施策の柱の一つに地域を活性化するスポーツの推進ということ掲げております。先ほど市の方針を注視しながら検討するという御答弁もありましたけれども、県としてスタジアムの整備が必要なのか、あるいは必要ではないのか、この必要性はどう捉えているのか、どう考えているのかという辺りをまずお伺いしたいと思います。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** 県としましては、先ほど小林正信委員からお話がありました、これまでも地域振興や人的交流を狙いとして、いわてグルージャ盛岡を初めトッププロチームとの連携に取り組んできているところでございます。スポーツを生かした人的、経済的交流の推進に向けまして、どのような支援ができるのか、いわぎんスタジアムの設置者である盛岡市と相談しながら考えていきたいと考えております。

○**小林正信委員** まずは、必要性も含めて盛岡市と話し合っていくということだと思います。

この間、盛岡市議会の質問が行われまして、盛岡市からスタジアムの整備計画を含めて、基本方針等についていわてグルージャ盛岡と、県、関係機関と検討する必要があるということで、こうした答弁からは盛岡市は県と一緒にいろいろなことを検討していくというスタンスを市としても取っているということだと思います。きたぎんボールパークと一緒に整備を行ったと思うのですが、いわぎんスタジアムは市の所有だと。県として、この整備の問題について、連携していく、話し合っていく、協力していくという、こういうスタンスでいいのかどうかという辺りをお伺いしたいと思います。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** いわてグルージャ盛岡は、先ほども話したように、県内でプロチームとして活躍しておりまして、それをスポーツ振興という観点から応援していく立場にあると考えております。施設につきましては、多額の費用もかかりますので、それらも踏まえて、今後どのような支援ができるのか検討していきたいと考えております。

○**小林正信委員** いわてグルージャ盛岡については、さまざま連携しながら応援していくという県の立場だと思うのです。確かにさっきおっしゃったように、整備費用は全体で45億円かかるのではないかと、これはいわてグルージャ盛岡の試算ですけれども、先ほど県

としても予算確保等にも社会資本整備総合交付金を使うとか、そういうお話もあったかと思うのですけれども、さまざまアドバイスあるいは協議をしていただければと思います。それ以外の、予算確保以外のさまざまな後方支援といいますか、例えばJリーグと交渉するときに県としてもさまざま連携していくとか、サッカーのファンの皆さんの意見をしっかり聞いていくとか、そういう予算以外のところの協力や支援もできるのではないかと思いますので、その辺りの県のスタンスをお伺いしたいと思います。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 先ほどからお話が出ているように、今いわてグルージャ盛岡はホームスタジアムの整備が喫緊の課題になっておりますので、さまざま解決していかなければならない課題がたくさんあるかと思います。それらの課題につきまして、市とも相談しながら、対応できる部分は対応していく必要があるかと考えております。

○小林正信委員 市としても、多分県にいろいろと協力してもらいたいという思いがあり、いわてグルージャ盛岡もそうなのでしょうし、それにしっかり対応していくというお考えだと思うのですけれども、スタジアムの整備といっても、やはりサッカー自体が盛り上がっていかないと意味がないのだろうと思ひまして、岩手県としても、さっきおっしゃったように、プロスポーツとの連携等を行いながら、スポーツツーリズムとか、地域の振興を進めたいということでございました。

最後に、サッカーも含めたスポーツ人口をふやしていく取り組みや、サッカーの振興という辺りを県としてどう考えて進めていくのか。やはりサッカーが盛り上がっていくことによって、スタジアムの整備についても何がしかの進展が見られるのかという気もいたしますので、その辺りをお伺いして終わりたいと思います。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 御承知のように、岩手県ゆかりの選手が世界を舞台として非常に活躍しております。活躍したことによりまして、県民のスポーツへの関心が非常に高まってきております。県としましても、県民のスポーツへの関心を高めることが必要だと考えておりますので、それらの機運の醸成などに取り組んでいきたいと思ひておりますので、それらによってサッカーを初めとしましたスポーツ人口の増加につながるように取り組んでいきたいと考えております。

○上原康樹委員長 この際発言、ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 なければ、これをもって文化スポーツ部関係の審査を終わります。文化スポーツ部の皆様は、退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。議案第1号令和5年度岩手県一般会計補正予算（第3号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○西野教育企画室長兼教育企画推進監 議案第1号令和5年度岩手県一般会計補正予算（第3号）のうち、教育委員会関係予算について御説明申し上げます。

議案（その1）の9ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、教育委員会関係の10款教育費の補正額は、10ページに記載のある1項教育総務費から6項社会教育費までの軽費を合わせて2億9,118万円を増額しようとするものであります。その主な内容につきましては、別冊の予算に関する説明書により御説明申し上げます。事業ごとの補正額については省略させていただきますので、御了承願います。

お手元の予算に関する説明書の64ページをお開き願います。まずは、1項教育総務費、3目教職員人事費の教職員人事管理費は、新型コロナウイルス感染症対策スクールサポートスタッフの任用実績により、所要額を補正しようとするものでございます。

次の65ページに参りまして、3項中学校費、2目学校管理費の県立中学校教育活動継続環境整備事業費、次のページ、66ページに参りまして、4項高等学校費、2目全日制高等学校管理費の全日制高等学校教育活動継続環境整備事業費、3目定時制高等学校管理費の定時制高等学校教育活動継続環境整備事業費、次のページ、67ページに参りまして、5項特別支援学校費、1目特別支援学校費の特別支援学校教育活動継続環境整備事業費は、いずれも新型コロナウイルス感染症対策として、換気対策や消毒など、学校教育活動を継続するための経費等について所要額を補正しようとするものでございます。

66ページにお戻りいただきまして、4項高等学校費、5目学校建設費の校舎建設事業費は、老朽化が著しい宮古商工高等学校及び宮古水産高等学校の合築による一体的整備について、整備計画及び設計内容の見直しを行い、事業費の縮減及び新校舎の安全性を確保するため、設計委託料を補正しようとするものであります。その下の建物等維持管理費は、不来方高等学校に整備する階段昇降車の仕様変更に伴い、備品購入費を補正しようとするものでございます。

1ページ飛ばしまして、68ページをお開き願います。6項社会教育費、1目社会教育総務費の青少年の家管理運営費、5目博物館費の管理運営費、6目美術館費の管理運営費は、いずれも原油価格、物価高騰により影響が見込まれる施設の光熱費を補正しようとするものであります。

以上で補正予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○上原康樹委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 今64ページの教職員人事管理費は1,103万円余の減額なのですけれども、今の説明だとスクールサポートスタッフの実績ということでした。今年度はどれだけ配置する計画で、現実にはどれだけ配置をされたのか示してください。

○大森教職員課総括課長 新型コロナウイルス感染症に対応したスクールサポートスタッフでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、新たに発生した教職員の校舎内の消毒作業、清掃、健康観察回収等の健康管理業務、さらには保護者への通知文書の印刷などの連絡調整業務など、新型コロナウイルス感染症関係の一時的な業務量の増加に対応するために、国の補助事業、あるいは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して配置してきたものでございまして、今年度につきましては181人分の予算

を1学期限りということで確保しておりましたが、そのうち任用がなされなかった10校分を除いた171校分、171人分が任用されておりまして、今回その任用されなかった10名分について減額補正をしようとするものでございます。

○**斉藤信委員** 計画した予算に対して、10人分欠けたと。私は、第9波も学校での感染拡大は大変大きなものがあつたと思いますが、確保できなかった理由は何ですか。

○**大森教職員課総括課長** 新型コロナウイルス感染症が本年5月8日から感染法上の位置づけが2類から5類に変更されたことに伴いまして、学校における対策用務も不要、または大幅に縮小となりますことから、新型コロナウイルス感染症対応のスクールサポートスタッフの配置目的に鑑みまして、当初の予定どおり1学期をもって配置終了としたものでございます。

10名を確保しなかった理由でございますが、個別の理由は確認しておりませんが、恐らく1学期末までの4カ月間ということで、任用期間が短期間だったことが要因の一つではないかと考えているものでございます。

○**斉藤信委員** この181人分というのは、4カ月雇用ですか。9月でこの制度はなくなったということですか。それとも、もう4カ月で終わったということですか。

○**大森教職員課総括課長** 1学期末までということでございます。おおむね7月末ということになります。

○**斉藤信委員** この際のところでも聞く予定にしていたので、これ以上聞きませんが、第9波の新型コロナウイルス感染症の感染は、ピーク時は第8波とほぼ同等でした。学校における学級閉鎖、学年閉鎖、学校休業の規模は第8波を超えていると資料をいただいております。だから、確かに5類に移行したのだけれども、新型コロナウイルス感染症の感染力、感染拡大の状況というのは、決して大幅に減少したとか、なくなったということではないので、私はスクールサポートスタッフの必要性というのは全くなくなったわけではないと思います。

9月上旬といたしますか、9月全体で大変な学級閉鎖、学年閉鎖がありました。私は、この現実から見ますと、やはり引き続きスクールサポートスタッフは必要なのではないかと思います。第9波がああいう規模ですから、この冬にかけて必ず第10波が来ると思います。だから、教員の多忙化が大問題になっているときに、そういう対策が政治的に縮小されるということはいかがなものかと思いますが、いかがですか。

○**大森教職員課総括課長** 斉藤信委員から御指摘いただいたとおり、これからの感染状況、学校での状況なども注視していく必要があるかと思っておりますが、いずれにしましても、今後国全体で再び厳しい対策を行う事態となるなど、新たな新型コロナウイルス感染症対策を講じる必要がある場合などにつきまして、国に新たな財源確保も要望していきながら、対策について万全を期していきたいと思っております。

○**斉藤信委員** では次に、65ページの学校管理費、県立中学校教育活動継続環境整備事業費ということでありますが、予算書では22万2,000円の減額なのです。どういう事業で、

これは減額ということになったのか示してください。

○古川予算財務課長 本事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、感染者等が発生した場合の消毒など、学校教育活動を継続するための経費が一つ、あとは学校における換気対策整備に係る経費を計上して対応しているものでございます。

最初の学校教育活動を継続するための経費、消毒等につきましては、今後の感染拡大に備えまして予算は確保しつつ、換気対策整備、これは比較的小さいサーキュレーターやCO₂モニターといったものの購入費なのですが、今後の見込みも含め、学校の状況を把握した上で、必要な年間使用額を精査して補正しようとするものでございます。

○斉藤信委員 減額の理由を聞いたのです。プラスの補正予算になっていないですね。

○古川予算財務課長 失礼しました。この事業につきましては、消毒等の経費が全体の2分の1、換気対策に2分の1というルールがございまして、消毒につきましては、今後の感染拡大に備えまして満額確保しております。サーキュレーター等の物品を買う経費につきましては、令和2年度から順次学校で整備しておりまして、ある程度整備も進んでいるということを踏まえまして、こちらのほうは学校の今後の見込みを把握した上で減額補正をさせていただくというものでございます。

○斉藤信委員 わかりました。

県立中学校は県内に一つなのだけけれども、義務教育ですから、学校給食がされていないということを県教育委員会として放置しているのかと思うのです。これは、県立の中学校における学校給食を何で放置しているのか。これを実施する方針、計画はないのか、このことをお聞きしたい。

○古川予算財務課長 済みません。御答弁に少しお時間を頂戴します。

○斉藤信委員 では、続けます。

校舎建設事業費で、宮古商工高等学校と宮古水産高等学校の合築による一体的整備、その設計委託料が2億9,000万円ということなのです。最近突然聞いた一体的設備というのは、これは高校再編計画の中で示されていましてから、同じ敷地内で整備されるのだと思っていましたけれども、この合築の中身はどういうものなのかということが1点。

あともう一つ、話を聞きますと、建設予定地の北側は地盤が弱くて、それを南側に変えるという話のようでした。それにしても、この設計委託料が高過ぎるのではないかと思うのです。そして、この整備事業費が当初110億円程度が175億円ぐらいに跳ね上がって、それを圧縮しなくてはならないという話も聞いております。何でこれだけ建設事業費が跳ね上がったのか、少し立ち入って、この建設事業費が跳ね上がった個々の理由と額について示していただきたい。

○佐々木学校施設課長 合築についてでございますが、一つの建物の中に宮古商工高校の校舎のエリア部分と、宮古水産高校の校舎のエリア部分がございまして、さらに共有部分があるという合築ということを考えております。

それから、建設予定地の変更に伴って、設計委託料が高過ぎるのではないかということ

ですけれども、設計委託料の積算に当たりましては、国の基準を参考にしながら、県土整備部の積算基準を準用して積算しているものでございます。今回は、設計の見直しに伴いまして、最大このくらいかかるだろうということを積算した結果、2.9億円の増ということになっております。

それから、175億円ということですが、基本設計におきまして、設計事務所がこれまでの設計実績等によりまして概算事業費を積算した結果、約175億円ということになりました。事業費が高額となっている主な要因としましては、資材、人件費が高騰していることであり、こちらの影響額が約20億円と考えております。それから、二つ目としては、宮古地区のコンクリート単価が高いということで、こちらの影響額が約1.5億円と考えております。三つ目としましては、新校舎建設予定地の地盤が軟弱で、大規模な地盤改良工事が必要なことということで、こちらの影響額が約2.5億円ということなどが挙げられます。

なお、当初計画では、これまでの整備実績で、平成30年度に整備いたしました今回と同じ4階建ての久慈高校の校舎建設に係る1平米辺りの建築単価34万1,000円でしたが、資材高騰分等を勘案しまして、建築単価35万円として約108億円を見込んでいたということでございます。

○**斉藤信委員** 108億円見込んでいたのが175億円になったということですよ。今その値上げ分を聞いたら、資材、人件費で20億円、コンクリート単価で1.5億円、地盤改良で2.5億円と、24億円にしかないではないですか。あとの額は何なのですか。

○**佐々木学校施設課長** 先ほど資材高騰の分ということで20億円という話をしましたが、人件費の高騰分につきましては諸経費に含まれているために、人件費の高騰分は試算できないでございました。主な要因として今挙げさせていただきましたが、まだ概算レベルでございまして、どういったことが高額な要因となっているかということにつきましては、設計事務所と十分に協議をしていきたいと思っております。

○**斉藤信委員** 108億円の想定だったのが175億円になったと。67億円ぐらいふえるのです。今の説明だと24億円にしかない。半分も値上げ分の説明になっていないと。そういう積算に間違いはないと思うのだけれども、これだけ大幅にふえるということ自身に私は疑問を感じているのです。だから、その根拠を聞いたのです。もっと説得力のある答弁をしていただきたい。

そして、これについては、かなり圧縮して整備をしたいということなのですね。175億円で整備するのではなくて、どのくらいまで圧縮して校舎の整備をしようとしているのでしょうか。

○**佐々木学校施設課長** 事業費の圧縮、縮減ということでございますけれども、補正予算議決後に設計事務所と縮減のため協議を進める予定でございますけれども、現在想定される縮減策の案といたしましては、先ほど斉藤信委員から御指摘があった新校舎建設予定地を地盤が強固な場所に変更するという、それから地盤改良で発生する汚泥について、

普通は廃棄するのですけれども、それを埋め戻しに再利用するという、それから体育館、柔剣道場を改築する予定でしたが、それを改修に見直す、それから共有できる諸室の再検討など、整備計画を見直すということ、それから工種ごとの内訳積算単価を県単価などに置きかえまして、あとは設計内容に事業費を縮減できる内容がないかということを見直してまいりたいと考えております。

○**斉藤信委員** だから、今の段階でどこまで圧縮した建設費にしようとしているのかと聞いているのです。

○**佐々木学校施設課長** 失礼いたしました。見直しの結果、委託料等を含めた総事業費として、約 118 億円程度まで縮減したいと考えております。

○**斉藤信委員** 建設予定地を現校舎のあるほうに変えるとか、そういう見直しもされるようですけれども、やむを得ない側面と、ある意味せつかく新築整備するわけですから、今新築すると 50 年、60 年は使うわけですから、それに耐えるようなしっかりしたものをつくっていただきたい。特に昨日とおとといですか、議論になった、県有施設等の脱炭素化に向けた基本方針が示されたわけです。私は、この宮古商工高等学校と宮校水産高等学校の合築整備については、ぜひ Z E B レベルでしっかりしたものを整備していただきたいと思います。そうすると大幅にランニングコストがかかりませんから。だから、せつかく気候危機打開では岩手県は高い目標を掲げて、その達成を目指しているのですけれども、そういう脱炭素化のモデルになるような校舎をしっかり整備する必要があるのではないかな。今どういうレベルを考えているのかお聞きします。

○**佐々木学校施設課長** 脱炭素化の取り組みということでございますが、今の想定では断熱の壁、複層ガラス、高効率の冷暖房、LED照明、太陽光発電施設の設置を予定しております。Z E B のランクなのでございますが、先日公表された県有施設等の脱炭素化に向けた基本方針を踏まえまして、今後設計事務所と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

○**斉藤信委員** 県の県有施設等の脱炭素化に向けた基本方針も前向きな側面と、あれだと施設の基準というのは Z E B R e a d y なのです。Z E B R e a d y というのは、太陽光発電等の設置はしないということなのだよ。ただ、Z E B R e a d y 以上ですから、高气密、高断熱だけでも大きな効果あるのですけれども、やはり新築ですから、新築のときに太陽光発電も設置して、自前で電力を確保するぐらいのものにすると、今本当に電気代がこれだけ高いときにランニングコストがかなり軽減されるのではないかと思います。試算したら、恐らく少なくとも 20 年で元は取れるということになるのだと思います。教育委員会だけの発想ではなくて、さまざまな資金、岩手県はブルーボンドで大変大きな資金確保もしているのです、そんなに新築の校舎というのはあんまりないわけだから、ぜひそういう Z E B レベルに、全県的に見て Z E B レベルでというような整備が必要だと思いますが、佐藤教育長、いかがでしょうか。

○**佐藤教育長** 御提案申し上げますとおり、事業費を圧縮しなければならないとい

う局面ではございますが、今齊藤信委員からお話ございましたとおり、新築の施設のZEB化というのは県の重要な施策だということでございますので、担当の佐々木学校施設課長からお話もございましたとおり、基本的なZEB化と、規模的にどの程度の面積になるかというのはありますが、太陽光発電等も、今後この事業を縮減する中でも、設計業者としっかり協議をさせていただきたいと考えております。

○齊藤信委員 ありがとうございます。新築整備というものはそんなに機会のないことなので。やはり岩手県が目指す脱炭素化のモデルになるような校舎をつくってほしいと思います。残念ながら不来方高等学校の改修は極めて貧困でした。高气密、高断熱でもない、太陽光の整備もない。あれは、私は本当に残念でならない。あれも大規模な高校の統合なのです。それが全く貧困な、旧態依然とした改修にとどまったというのは、私は重大な反省点だと思うので、そういうことをやっていただきたい。

最後です。物価高騰対策で県立青少年の家、さらには県立博物館、県立美術館の物価高騰分が計上されました。これは、たしか4月の第1次補正予算でも計上されたと記憶していますが、今回の暖房費の高騰対応はどういう形、考え方でやられたのか、単価を含めて示してください。

○小澤生涯学習文化財課総括課長 年度当初に物価高騰分を上乗せした形で行いましたのは県直営の施設でございまして、こちらは指定管理で運営を行っている施設となります。指定管理施設につきましては、光熱水費を精算経費で支払うことになっておりまして、2月の精算時ではそこまでもたないほどの額になってしまったために、9月時点で補正を行って、これから後半部分の支出に不安のないようにさせていただきたいということでの補正予算です。

○齊藤信委員 県立博物館も県立美術館も指定管理ですので、結局当初で見込まれていたというのはあるのですか。それとも、今回の補正予算の措置が通年分なのか、半年分なのか。

あと、指定管理ですから5カ年契約だと思うのですけれども、そこには、私は今のような物価高騰分というのは加味されていなかったと思うのけれども、指定管理の5カ年の契約とのかかわりで、どういう形でこの物価高騰分を見ているのかということを知りやすく教えてください。

○小澤生涯学習文化財課総括課長 指定管理で行っている施設については年度当初からの予算に上げずに、必要に応じて補正で対応しようということが、全庁的な方針として示されましたので、それに従って、教育委員会においてはこれらの指定管理施設について補正予算に回して行おうとしたところでございます。

今年度の補正予算については、6月分までは今年度の実績額を取って、7月分以降については令和3年度と令和4年度の2年間の平均使用料に物価高騰分を乗じて見込みを出して積算したものでございます。

○齊藤信委員 こういうことですね。結局、契約の中にも光熱水費は入っていますから、

半年分はそこでやって、これからの分、それが恐らく通年分の物価高騰分ということになると思うのですけれども、それを9月補正で措置するということですね。わかりました。

○上原康樹委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終了といたします。

〔斉藤信委員「学校給食、答弁漏れ。」と呼ぶ〕

○西野教育企画室長兼教育企画推進監 大変失礼しました。今確認しておりまして、午後にもまた答弁させていただきたいと思っております。もう少々お時間をいただきたいと思います。

○上原康樹委員長 よろしくお願ひします。

では、改めまして、もう一度伺います。そのほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第14号岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○安齊特命参事兼高校改革課長 議案第14号岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例案について御説明を申し上げます。

条例案の概要については、資料により説明させていただきます。資料をごらんいただきたいと思います。

1の改正の趣旨であります。この条例は岩手県立福岡工業高等学校及び岩手県立一戸高等学校を廃止して、岩手県立北桜高等学校を設置し、並びに県立高等学校の学科の設置をしようとするものでございます。

次に、2の条例案の内容であります。まず(1)に掲げる北桜高等学校は、(2)に掲げる福岡工業高等学校と一戸高等学校を統合し、工業学科と総合学科をあわせ持つ新たな学校として設置するものでございます。学科の構成につきましては、現在の福岡工業高等学校の1学年2学科2学級、機械システム科、電気情報システム科と、一戸高等学校の1学年1学科3学級、総合学科それぞれを維持し、1学年3学科5学級の学校としようとするものでございます。

次に、(3)、学科の設置につきましては、普通教育を主とする学科の弾力化、いわゆる

普通科改革に基づき、大槌高校に地域探究科を新たに設置しようとするものでございます。同校では、地域と協働しながら主体的に課題解決に向けて取り組む人材の育成や、変化の激しい時代を生きていくために必要な資質能力等の育成に取り組んでおりまして、同校が目指す特色ある探究的な学びに応じた学科へと改編しようとするものでございます。

なお、現在の普通科については、在校生が卒業するまでの間は設置を継続するものでございます。

最後に、3の施行期日等ではありますが、令和6年4月1日から施行し、あわせて所要の経過措置を講じようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○上原康樹委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 県立福岡工業高等学校と一戸高等学校の統合問題は、前期の議会でも私はかなり議論してきた中身でありまして、地元のさまざまな要望などもあって、工業学科は2学科を維持するという形での統合になりました。県北地域唯一の工業高校でしたから、私は福岡工業高等学校は残すべきだと最後まで主張しましたが、こういう形になりました。それで、来年度からそういう統合設置ということになるのですけれども、私はこの間の福岡工業高等学校、一戸高等学校の入学者の推移を見ると、統合して期待が広がっているどころか、逆に本当に期待が縮小しているという、特に今年度の入学者は残念な事態になっているのではないかと、私が危惧した状況になっているのではないかと思います。この間の入学者の推移を示していただきたい。

○安齊特命参事兼高校改革課長 令和元年度からの5カ年で、福岡工業高等学校、一戸高等学校の入学者の推移を御答弁差し上げたいと思います。

福岡工業高等学校につきましては、令和元年度48人、令和2年度39人、令和3年度57人、令和4年度60人、そして令和5年度33人となっております。一戸高等学校の入学者の推移でございますが、令和元年度96人、令和2年度98人、令和3年度54人、令和4年度80人、令和5年度66人ということになっております。

○斉藤信委員 福岡工業高等学校を見ますと、令和3年度、令和4年度、いわば統合計画で大変議論された時期に福岡工業高等学校を守れということで57人、60人が入学しているのです。そして、御承知のようにジュニアマイスター、いわば国家資格等、この資格の取得率は県内でもトップクラスで、本当に小規模だけれども、全国でも素晴らしい取り組み、実績をしてきた専門高校だと思います。やはり県北地域には、地域産業の振興という点でもこういう学校は一つぐらいしっかりと、必要だと私は指摘してきましたが、残念ながら統合が決まったその後の本年度の入学者は33人に激減してしまったということです。一戸高等学校も令和4年度80人に盛り返したけれども、ことしは66人と。これは3学級規模ですから、そういう点では、この統合というのが十分地域の子供たちにも期待を持って受けとめられていないのではないかと思います。それよりも、残念ながらことしはこれまでの実績が崩れるような形になったのではないかと思います。この福岡工業高等学校、一戸

高等学校、それぞれことしの入学者が減少したということをどう受けとめていますか。

○**安齊特命参事兼高校改革課長** 福岡工業高等学校、一戸高等学校の入学者の動向や、去年の入学者が減少した要因というのは、複合的な要因があると認識しております。先ほど御説明申し上げましたが、例えば福岡工業高校は、統合を公表した後の令和3年度の入学者、そして統合を決定した後の令和4年度は60人とふえているというような状況でございます。これは、先ほど斉藤信委員からも御指摘がございましたが、福岡工業高等学校の資格取得などの実績が浸透したこと、また二戸市による通学支援の取り組み、または学校の紹介の取り組みなどがありまして入学者がふえたということもあるかと推察しております。

一方、今年度福岡工業高等学校は入学者33人、一戸高等学校は66人と減少しておりますが、要因として一つ大きいのは、二戸地区の中学校卒業生数が昨年度、令和4年3月の415人から、令和5年3月377人と、約40人大きく減少していることが一つ大きい原因かと思っております。あとは、その年々の中学生の進路選択の思考の違いというのがございます。また、もう一つの要因として考えられるのは、二戸地区には福岡高等学校がございしますが、こちらの福岡高等学校においても、昨年度学校の広報などを強化して同校の進学実績といったものを管内の中学生や保護者にアピールしました。そういった取り組みから、令和5年度は入学者を大きくふやしております。そういったことが複合的に重なっているものと認識しております。

統合新設校である北桜高等学校が二戸ブロックにおける専門教育の拠点として、魅力的な学校となるよう努力してまいりたいと考えております。

○**斉藤信委員** これは決まったことですから、ただ、ことしの入学者の減少というものをシビアに受けとめて、特に工業学科は2学科で維持するという事になったのですから、今までの福岡工業高等学校の取り組み、実績が継続、発展できるように、ぜひ特段の取り組みを強めていただきたいと思っております。だから、統合してよかったと言われるように、思われるように、この計画は進めていただきたい。

それと、大槌高等学校の地域探究科は新たな学科ということで、大槌高等学校は2学級ですよね。そうすると、普通科と地域探究科となるのか。地域探究科というのは、普通科の中の地域探究科ということになるのか、普通科の多様化の一環なのかと、その違いとございますか、どういうものなのかをわかりやすくお伝えください。

○**安齊特命参事兼高校改革課長** まず、大槌高等学校に来年度地域探究科を設置いたします。大槌高等学校は、今1学年2学級の学校ですけれども、2学級全てが地域探究科になります。なので、学年ごとに混在するという状態ではありません。学年進行で来年は1年生だけ、再来年は1年生、2年生という形になっていくものでございます。

今回普通科改革と呼ばれるものでございますが、これは令和3年の中央教育審議会の答申、「令和の日本型学校教育」の構築を目指してにおいて、高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための特色化・魅力化の取り組みの一つとして、令和4年度から制度化されたものでございまして、普通教育を主とする学科、いわゆる今までは

普通科のみだったのですけれども、そのほかに学際領域に関する学科や地域社会に関する学科などを設置することができるようになりました。そのうち、地域社会に関する学科が大槌高校に該当するものでございます。

○上原康樹委員長 この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○上原康樹委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○武藤義務教育課長 午前中、斉藤信委員から質疑のございました県立中学校の給食につきまして御答弁申し上げます。

平成21年4月の開校に向けて、当時完全給食の実施について検討がなされており、その中で新設する県立中学校は中高一貫の附属中学校という性質から、1日の時程を高校に合わせて設定する必要があることなどが挙げられておりました。また、当時全国にある33校の中高一貫教育校の状況を見ましても、給食の提供がない学校が14校、42%となっており、完全給食が多い状況ではございませんでした。これらを総合的に判断いたしまして、完全給食ではなく、牛乳給食とすることとした経緯でございます。

なお、開校後、保護者からの要望が強くなる場合には、業者からの弁当あっせんについても検討していくこととしていたものでございます。現時点では、給食について保護者からの要望はございません。以上になります。

○斉藤信委員 今の武藤義務教育課長の答弁がありましたけれども、基本的に義務教育ですから、完全給食を実施させるというのが県教育委員会の態度ではないでしょうか。今の答弁でも、全国14校、42%で完全給食を行っていないということですが、少数ではないですか。多数は行っているということでしょう。同じ中学校で、完全給食を最初から放棄したというような答弁ですよ。私は本当に残念でならない。だから、中高一貫校であろうが、義務教育なので、完全給食を実施するというのが当たり前の立場なのではないのかと思います。

これは佐藤教育長に聞きましょう。おかしいのではないですか。県教育委員会は、完全給食推進の立場でしょう。まだまだ不十分な市町村はありますけれども。しかし、そんなことで県立中学校はやりませんなんていう、そういうことだったら、学校給食は教育の一環なのです。だから、今定例会の本会議の議論でもあったけれども、学校給食費の無償化は全国で今591校まで広がっているのです。そんなときに給食がないと、これは教育格差です。最初から答弁できなかつたということ自身が極めて遺憾な話だけれども、未来永劫県立中学校は学校給食を実施しませんということでもいいのか。学校教育の一環だということだったら、私は県立中学校でも実施するというを基本にして、今後考えなければだめだと思うのですけれども、佐藤教育長にお聞きします。

○佐藤教育長 一関第一高等学校附属中学校の給食の件でございますが、平成21年当時に

検討したという記録が残っているということはそのとおりでございまして、やはり附属中学校という性質から、先ほど武藤義務教育課長が御答弁申し上げたとおり、1日の時程を高校に合わせたいということで、給食時間を確保すると、なかなかそれが崩れてくるということなど、さまざま検討したようでございます。結果として見送ったということでございますが、1点答弁で足りなかったのは、給食の提供がないというのが全国33校のうち14校なのですが、13校はやはり同じく牛乳給食で、完全給食としているのは6校だったということも、全国の状況も踏まえて検討しております。

そういう中で、開校後、要望がある場合には、やはりそれは検討しましょうということで、その時点では特に弁当という検討のようでもございましたが、現時点で要望もないという状況で来ております。斉藤信委員がおっしゃるとおり、給食も教育だろうというのは十分承知しておりますが、こういう経過をたどって、現時点では牛乳給食ということで進めさせていただいているということでございます。以上です。

○**斉藤信委員** これで終わりますけれども、まず一つは、学校給食というのは、食育を含めて学校教育の一環だと。これは文部科学省が学習指導要領でも明記していることでしょう。それと、もう一つ、学校給食には就学支援金制度というのがあって、低所得の世帯は就学支援の対象になるのです。しかし、低所得の方が県立中学校に入った場合に、その恩恵が受けられない。二重の意味で教育格差をつくってしまう。こういう教育格差を放置していいのかと。設立当初のときに検討はされたと言いますけれども、今学校給食の意義がさらに深まって、そして給食費の無償化が全国に広がっているように、政府もこども未来戦略で検討課題にまで上げているわけでしょう。無償化をやるといふときにやっていたら、対象にもならないではないですか。だから、これは二重、三重に教育格差をつくってしまう、そういうことでもいいのかということ、これは問題提起ですので、設立当初はそうだったという経過は聞いたけれども、今改めて学校給食の重要性、無償化、全国的にも政府も受けとめざるを得ない状況の中であり方を検討すべきでないかと思えます。佐藤教育長、ぜひ改めて検討してください。一言お願いします。

○**佐藤教育長** 全国の附属中学校の状況なども確認してみたいと考えます。

○**上原康樹委員長** 議案第14号について、ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**上原康樹委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○**斉藤信委員** 私は、福岡工業高等学校と一戸高等学校の統合問題については、前期になりますけれども、地元の、そしてPTA関係者の切実な要望があって、福岡工業高等学校を独自に存続してほしいという声、大変大きなものがありました。実際に先ほど紹介があったように、令和3年度、令和4年度は、そういう意気込みもあって入学者をふやしたということです。しかし、統合が強行されて、残念ながらことしは大幅に入学者が減少したというのは、私はやはりこの統合に問題があったのではないかと思います。そういう意

味で、この設置条例には、この間の経緯も含めて、論戦も含めて、ことしの入学状況も含めて、賛成しかねます。

○上原康樹委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 それでは、議案第14号を採決いたします。

本案は原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○上原康樹委員長 起立多数であります。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第19号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐々木学校施設課長 議案第19号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その2）の17ページをごらん願います。あわせて、資料をごらん願います。議案の事件は、〇〇〇〇様を相手とするものであります。損害賠償の額は3万8,610円とし、当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないことを和解の内容とするものであります。

損害賠償の原因は、令和5年8月29日、岩手県立盛岡聴覚支援学校職員が敷地内の草刈り作業を行った際、跳ね上げた小石が敷地内に駐車中の〇〇〇〇使用の自動車に衝突したことにより、右後部ドアガラスが破損し、損害を与えたものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○上原康樹委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって教育委員会関係の議案の審査を終わります。

次に、教育委員会関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第1号不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を国へ求める意見書提出の請

願を議題といたします。

本請願について、当局の参考説明を求めます。

○千田生徒指導課長 請願に関しまして、お手元の資料に沿って説明いたします。

1 ページをごらんください。まずは、不登校児童生徒の状況です。令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査において、全国の小中学校における不登校児童生徒数は29万9,048人、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は31.7人で、不登校児童生徒数は過去最多となっております。高等学校における不登校生徒数は6万575人、1,000人当たりの不登校生徒数は20.4人です。

本県では、小中学校における不登校児童生徒数は2,005人、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は23.7人で、不登校児童生徒数は過去最多となっております。高等学校における不登校生徒数は583人、1,000人当たりの不登校生徒数は20.1人です。本県の1,000人当たりの不登校児童生徒数は、小学校は全国で1番目、中学校は3番目に低く、高等学校においても全国を下回る状況にあります。

2 ページをごらんください。本県のフリースクール等民間団体の利用状況でございます。令和5年8月31日現在、令和5年度岩手県不登校児童生徒支援連絡会議に参加したフリースクール等民間団体は10団体であり、利用している不登校児童生徒は合計で198人と把握しているところでございます。

なお、岩手県不登校児童生徒支援連絡会議は、国の教育支援体制整備事業費補助金を活用して開催しているところでありますが、フリースクール等民間団体に対する国の財政的支援は行われていない状況であり、それぞれの団体が工夫して運営をしているところであります。説明は以上です。

○上原康樹委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○斉藤信委員 この請願の趣旨は、国に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求めるといえるものです。それで、国も多様な学習機会を確保するということを不登校対策の方針に掲げています。なぜ国にそういう補助制度がないのか。多様な機会の確保で、国が示している対策、それに対する国の支援はどうなっているかを示してください。

○千田生徒指導課長 不登校児童生徒に対する支援の取り組みですが、文部科学省でもさまざまな取り組みが行われているところでございます。国の動向といたしましても、我々が把握しているところでは、教育機会確保における子供たちの支援の拡充について、さまざま法律の趣旨を踏まえた大切な取り組みということで、今後も取り組んでいくということを確認しております。今後も文部科学省と連携を密に取りながら、情報共有に努めてまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 私は、多様な学習機会の確保として、どういうものがあるのかと聞いたのです。例えば民間に限らず、不登校特例校があるではないですか。あとは、教育支援センターというものもあります。こういうものはきちんと財政的な支援ももちろんされている。

ところが、もう一方の民間のフリースクールについては、フリースクールも文部科学省の文書の中にも多様な学習機会の対象にきちんと位置づけているわけですが、これにはなぜ財政的支援がないのか。その根拠、理由は何なのか。

あわせて、教育支援センター、これは県内で、ない教育委員会にも設置するとなっていますよね。令和4年度の実績と、令和5年度にさらに拡充されているのであれば、その利用人員も含めて示していただきたい。

○千田生徒指導課長 まず、文部科学省の支援等にかかわりまして、不登校児童生徒の学びの場の確保の推進、あるいはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置の充実、不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの常勤に向けた調査研究等を進めているということ把握しております。

なぜという部分でございますけれども、先ほどお答えさせていただいたところではございますけれども、文部科学省と連絡を密に取りながら情報共有に努めているところであり、国の動向を注視しているところでございます。

さらに、教育支援センターにつきまして、令和5年度に補助事業を活用して新規に立ち上げた市町村が一つ、そして強化に取り組んでいる市町村が一つという状況でございます。人数につきましては、確認させていただきます。お待ちください。

○斉藤信委員 では、もう一つ。

フリースクール等には、国の支援がないということです。都道府県レベルで独自に支援しているところはあると思うのですが、その状況を把握しているのでしょうか。

○千田生徒指導課長 フリースクール等の民間施設、支援施設に対して、事業費等の補助を行っている都道府県は、九つあると承知しております。

○小西和子委員 不登校というのは、30日以上欠席した場合ということになっておりますけれども、30日未満の子供たちのことについては、県教育委員会では何か把握しているのでしょうか。

○千田生徒指導課長 30日未満の不登校傾向の児童生徒でございますが、令和4年度の本県公立学校でございますが、小中高等学校合わせまして422人いると承知しております。

○小西和子委員 不登校30日未満はどのような分類で422人となっているのでしょうか。30日以上は数字がはっきりしていますけれども、30日未満の、予備軍と言ったら言葉が悪いのですが、そういう子供たちが大勢いるのです。そこについて把握していますかということです。

○千田生徒指導課長 小学校、中学校におきましては、学校からの情報などを基にいたしまして、教育事務所等で把握している人数でございます。さらに、高等学校につきましても、学校から報告等をいただいて、不登校ごみだ、不登校傾向だという生徒を把握しているところでございます。

なお、先ほど斉藤信委員からお話がありました新設の教育支援センターでございますが、

5月31日現在で1名、さらに強化した市町村の教育支援センターについては7名在籍しているというところでございます。

[齊藤信委員「私は、令和4年度の実績も聞いているのだよ、全体の教育支援センターの。」と呼ぶ]

[飯澤匡委員「ちゃんと別のところで答えなければだめだよ、途中で答えては。今小西さんの質問なのだから。」と呼ぶ]

○千田生徒指導課長 失礼しました。申しわけございません。

○小西和子委員 422人ということなのですが、これはどこにラインを引いて422人なのかもちょっと今わからなかったのですが、県内の小中学校の養護教員が調べた調査によりますと、教室に入りにくい状況が見られると、別室利用する児童生徒がいると答えた学校が75%もあるのです。4分の3の学校が、うちの学校にはそういう生徒がいますと答えているのです。422人どころではないと私は捉えています。ですから、そういう子供たちに対して、学校ではどのような指導をしているのかということも、県教育委員会では把握していただきたいと思えます。例えば別室といっても、そんなにいっぱい教室があるわけではないのですが、保健室とか相談室、空き教室とか常設の部屋とかがあるのですが、圧倒的に保健室が多いのです。養護教員は、大抵の学校は1人しかいません。新型コロナウイルス感染症対応もしなければならぬ。本当に大変な働きをしておりますし、それから別室での支援に、養護教員のほかには担任、副校長、支援員などが関わっているわけですが、担任外も自分の分掌の仕事は子供たちが帰ってからということで、子供がいる間は不登校傾向の子供の対応だとか、支援を要する子供たちの学級に入って支援をしているというような状況で、とにかく人が足りないという実態がこれから浮かび上がってきます。

そして、不登校の子供たち、不登校傾向の子供たち、先生方に不登校になる前に何か相談したくても、先生方が忙しいと相談しないのです。子供たちは、先生たちの動きを見て、「ああ、先生忙しそうだな」と思うと、なかなか相談しないのです。そのうちに不登校になってしまう、そういうことが起きています。つまり多忙化ということも不登校の一因というか、かなり大きなウエートを占めていると学校現場では捉えております。このことについて、どのように考えていますか。

○千田生徒指導課長 不登校の未然防止のためには、やはり子供たちの居場所づくりだとか、絆づくりが非常に大切になってくると思っております。そのためにも先生の役割というのは非常に大きいと思っております。さらに、子供たちの小さな変化を見逃さないということも非常に大切な部分でありまして、そういったことが忙しいということでおろそかでないようにしていかなければならないと認識しております。さまざまな研修の中で児童生徒理解、あるいは子供たちに寄り添った指導支援ということを心がけているところではございますが、今後もそういった取り組みについて推進してまいりたいと思っております。

○**小西和子委員** どうぞよろしくお願いします。どのぐらい忙しいかというのは、皆さんもう御存じだと思いますけれども、小学校、中学校の教員、持ち帰り仕事を含め、土日勤務も含めると、勤務外時間が月 100 時間を超えます。平均で超えるのです。45 時間上限などと言っていますけれども、45 時間などというのは九十数%が守っていないというか、守れないのです。あまりにも業務が多いから。そういう働き方の中で、子供たちも苦しんでいる。子供たちは本当は学校が大好きなのですけれども、何かのきっかけで行けないというようなことになったときに、本当に学校の先生たちは家庭訪問をしたり、電話をかけたりと、さまざま支援をするわけですけれども、それでも毎年、毎年、毎年このようにふえています。やはり人が足りないということです。業務が多過ぎるということです。このことについて、佐藤教育長、何かありましたらお願いいたします。

○**佐藤教育長** 教職員の働き方、長時間労働の状況については、全国でも我が国の課題でもありますし、本県もそういう状況にあります。我々も教職員の働き方改革ということで、さまざま現場の御意見も頂戴しながら、今まさに次のプランを策定しようとしておりますし、市町村でもプランを策定して、一緒に改善を図っていきたいと考えております。これを積極的に推進してまいりたいと考えております。

○**小西和子委員** よろしくお聞きいたします。フリースクールとか教育支援センターといった、そのような不登校の子供たちを支援する機関につながっていない子供が、岩手県ではどのぐらいいるか把握していますでしょうか。

○**千田生徒指導課長** さまざまな不登校の状況があるところではございますが、学校にも行っていない、さらにそういった教育支援センター、それからフリースクールに通っていない人数については、現時点で具体的に把握していないところでございます。

○**小西和子委員** いただいた資料や以前に入手した資料によりますと、教育支援センターの現状については、全県で 111 人が在籍していますし、フリースクール——ここに挙げられているのは、岩手県不登校児童生徒支援連絡会議に参加しているフリースクールでございまして、198 人ということではございましょうか。本当にごくごく一部しかこの支援を受けていないということになっていて、ほとんどの不登校の児童生徒たちは、本当に何の支援もなくうちにいるのでしょうか。保護者の方々は、就労にも影響しますので、収入にも大きな影響があるわけです。本当に困っている。そして家族だけではなくて、おじいちゃん、おばあちゃん、親族までが本当に暗い顔をして、鬱病になったりしている人も保護者の中にはいるのです。そういうことで、本当に根本から不登校をなくすために、学校現場はどのようにしていったらいいかということをお聞きして終わりたいと思います。

先ほど佐藤教育長にもお聞きしましたが、放置されていると聞いたらいいのでしょうか、不登校でありながら、何の支援も受けていない子供さんのことについて、今後どのように取り組んでいくかお聞きして終わりたいと思います。

○**佐藤教育長** 学校以外の関係機関、あるいはフリースクール等につながっていない児童

生徒がどれくらいいるのかということのお尋ねもいただき、30 日以上の欠席がある不登校児童生徒数ということで、2,588 人というデータが出ておりますが、この子たち全てが年間を通じて学校に行けていないというわけではなくて、例えば今回のデータを見ますと、これは小学校部分 2,005 人に対するデータですが、出席日数がゼロなのは 50 人ということでございます。ですので、年間を通してずっと学校に行けていないということではないとは思いますが、それにしてもつながっていない子がいると、フリースクール等も含めてそういう機関にいるということは、やはり大きな課題だと思っておりますので、いずれ居場所づくり、それから学びの保障という観点から、県教育委員会としてできることは県教育委員会としても進めていくし、市町村教育委員会と連携しながら支援センターの拡充や、フリースクールとの連携や、あるいは学校は学校で頑張らなければいけないと思っておりますので、総合的にしっかり対応してまいりたいと考えています。

○上原康樹委員長 この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○千田生徒指導課長 先ほどは大変申しわけありませんでした。斉藤委員からございました令和 4 年度の教育支援センターの在籍人数でございますが、121 人でございます。以上でございます。

○上原康樹委員長 ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと存じます。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。意見表明がある方は、あわせて発言願います。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 採択との意見がございました。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

なお、ただいま採択と決定した本請願につきましては、国に対して意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議したいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 御異議なしと認め、さよう決定します。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○上原康樹委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思っております。これについて御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 なければ、これをもって意見交換を終了します。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定しました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

次に、受理番号第2号児童・生徒及び保護者に向けたマスク着用の影響についての情報の周知徹底を求める請願を議題といたします。

なお、当委員会の付託部分は、請願項目のうち1でありますので、項目の1について審査を行います。

本請願について、当局の参考説明を求めます。

○菊池保健体育課総括課長 請願項目の一つ目、マスク着用の心身へのメリット・デメリットが理解できるような情報の周知を、教育機関において児童、生徒及び保護者に徹底して行うことについて説明いたします。

資料の1ページをごらん願います。1の学校における新型コロナウイルス感染症に関するマスク着用の取り扱いについてですが、令和5年2月10日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、マスクについては、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とされ、3月17日には学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルを改定し、4月1日から適用されました。

学校教育活動におけるマスク着用の考え方等について、マスクの着用を求めないことを基本とし、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにすること、マスク着用の有無による差別・偏見がないよう適切に指導を行うこととされたところです。

2ページをごらん願います。2の学校における新型コロナウイルス感染症に関するマスク着用に係る周知状況についてですが、県立学校及び市町村教育委員会に対し、(1)の卒業式におけるマスクの着用については、卒業式の教育的意義を考慮し、マスクを着用せず出席することを基本とすること、(2)の新学期以降について、(3)の5類感染症への移行後については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とすること、また(4)、(5)においては、マスクの着用を求めないことを基本としていることから、熱中症対策の観点も踏まえ、適切な対応を行うことを繰り返し通知しているところです。

3の前の請願及び要望についてでございますが、(1)の前の請願の内容について、令和5年3月14日に子どもの未来をつなぐ会様より、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への変更に伴う、子どもの発育・発達への配慮と周知徹底を求める請願を受理、環境福祉委員会に付託され、採択されております。請願内容は、記載のとおりでございます。

3ページをごらん願います。(2)の要望についてでございます。6月14日に子どもの未来をつなぐ会様及びいわての子どもたちの未来を守る会様より、県及び県教育委員会に対

し、健康な子どもたち及び教育現場におけるマスク着脱について要望が出されたところで
す。

(3)の対応状況については、保健福祉部において、マスク着用の考え方等について県の
ホームページ、新聞広告等の広報媒体で周知を図っております。なお、同ページには、マ
スクの着用の取り扱いやメリット、デメリットに係る情報を紹介しているところです。

県教育委員会においては、県立学校及び各市町村教育委員会に対して、繰り返し通知し
ているほか、保健福祉部が掲載したこどものマスク着用に関する考え方について、県のホ
ームページを周知し、学校を通じて保護者等にマスクの取り扱いについて理解、協力を求
めているところです。以上で説明を終わります。

○上原康樹委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○斉藤信委員 私は、このマスクの着用について一番大事なのは、感染状況を踏まえた対
応をすることだと思います。2類から5類に変わったから、新型コロナウイルスが変わっ
たわけでは全然ありません。私は、この際の際にも新型コロナウイルスの感染状況をお
聞きしますけれども、第9波は第8波のピークとほぼ同等の感染でありました。盛岡医療
圏の場合には、保健所長に聞きましたけれども、第8波を超えていたと。ピーク時ですよ。
恐らく地域的には、奥州地域だとか気仙地域だとか、第8波のピークを超えたところがあ
って、全体としても同等の感染だったと。いわば5類になっても、9月の第1週、第2週
あたりにこうしたかなりの規模の感染があり、だから全国1位になったわけです。

学校でも第9波のほうが学級閉鎖、学年閉鎖、学校休業が多いのです。そういう意味で
は、そういう状況をしっかり情報発信をして、必要なときにはきちんとマスクの着用を求
めるということが基本なのではないかと。ただ、今の説明を聞くと、学校教育活動に当た
って、マスクの着用を求めないことが基本だということですが、これは感染状況を全然踏
まえていないのです。

新型コロナウイルス感染症というのは、御承知のようにこういう波で、今まで第9波ま
で感染拡大があって、第9波を見ると第10波も必ずあると思われるぐらいの感染状況です。
冬にかけて第10波があるのではないかと。なぜかという、日本の場合は波が小さくなっ
ていないのです。イギリスだとか欧米は、どんどん小さい波になって収束しているのです。
残念ながら、日本の場合にはまだ高い波のまま来ていますから、収束の波になっていない
のです。そういう意味では、私は県教育委員会としても全体の感染状況、学校における感
染状況をしっかり情報発信して、マスクの着用を含めて感染状況にふさわしい感染防止対
策をしていくことが基本なのではないかと思えますけれども、いかがですか。

○菊池保健体育課総括課長 ただいま斉藤信委員が御指摘のとおり、学校、地域等の状況
を踏まえながら感染情報等を発信するのは極めて重要なことであると認識しております。

学校におきましては、感染流行時における感染症対策といたしましては、令和5年5月
8日に示された衛生管理マニュアルに示してあるとおり、マスクについては、教職員が着
用する、または児童生徒に着用を促す、感染リスクが比較的高い学習活動等に当たっては、

活動場面に応じて近距離、対面、大声での発声や会話を控えるなど、適切な対策を講じているところでございます。

また、感染状況に応じましては、機動的に講ずる措置といたしまして、感染判明した児童生徒に対して出席停止措置を講じつつ、学習に著しいおくれがないように必要な措置を講じる等配慮するという措置を取っているところでございます。

斉藤信委員が御指摘のとおり、第8波と今回の第9波の感染の状況につきましても、今回の第9波におきまして、お盆——8月から9月にかけて感染者がふえているところでございます。特にお盆での人の移動であるとか、あとは夏休みが終了して学校に児童生徒が登校し始める、さらには諸行事等による集団行動がふえたことを挙げるところでございます。

そういったことを踏まえながら、学校での生活、また地域での状況等を踏まえながら、今後引き続き感染対策、また情報等も発信しながら感染防止に努めてまいりたいと考えております。

○**斉藤信委員** ですから、今回の請願というのは、やはり今実際に新型コロナウイルスの感染が第8波、第9波と続いて、第10波もあり得るといふ、こういう状況の中では、一般論でマスクのメリット、デメリットを徹底するという事だけでは極めて不十分だし、不正確だと私は思います。そういう意味で、今回の請願の趣旨には賛成しかねると、このことを言っておきます。

○**飯澤匡委員** まずお聞きしますが、前回3月において、ただいま説明がありましたが、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への変更に伴う、子どもの発育・発達への配慮と周知徹底を求める請願が採択されています。そういうことで御対応されたという説明がありました。今回の請願の趣旨は、その採択に伴って、県内でもそのように対応されているということについては評価をしつつも、あえて気象状況や、それから子供の健全な発達に対する、これは一つの懸念というものを投げかけたと私は思っています。あくまで科学的に、気象状況によってきちっと判断できる、そういう体制になっているのかどうかというのが投げかけられたと思っています。

ただいま説明がありましたが、学校現場でその都度、その都度先生なり、担当の方が、そういう指導をされると思うのですが、実際問題そういう責任体制というのは、学校の中でどういう管理体制になっているのか、それに対して教えてください。

○**菊池保健体育課総括課長** 対応につきましては、各学校におきましてマニュアル、または県の通知等を踏まえながら適切に御指導をいただいているところでございます。

また、マスクの着用状況につきましても、マスク着用の考え方の見直し等について、着用は個人の判断に委ねることを基本とすることが示され、また学校教育活動の実施においては、マスク着用を求めないことが基本とされていること等がございます。さまざまな御意見、それぞれの考え方がございます。そういう状況でございます。

ここで、メリット、デメリットという話がございましたけれども、メリットといたしま

しては、マスク着用は会話やせきの際、自分の感染性の粒子を飛ばさないようにすること、そして周囲の感染性粒子を吸い込むことがないようにすること、そういう目的があると認識をしておりますし、また学校においては感染者から他者に感染させないために、せきやくしゃみをする際、ハンカチや肘の内側などで口と鼻を押さえ、せきエチケットについても指導している状況でございます。

その一方、デメリットといたしましては、文部科学省では児童生徒のマスク着用について、教職員や児童生徒間のコミュニケーションを円滑にし、充実した学校生活にも資する観点から、児童生徒のマスク着用を不要とするための取り組みをお願いしたいとの考えを示しているところでございます。まさに健康面等への影響を懸念されているところでございます。熱中症への健康被害であるとか、多くのことが懸念されるところでございます。特にマスクを着用していますと、対面した際に相手の表情が見えないということが何より言えるかと思えます。そういう状況にあつて、果たして十分なコミュニケーションが図られるのか、または子供たちの健康観察等が十分図れるのかというようなことが心配される面もございます。

両方の面をしっかりと確認しながら、今後においても学校生活において児童生徒と向き合っていきたいと考えます。

○飯澤匡委員 感染対策を万全にするというのは、それは全くそのとおりののですが、一方でその状況を判断してやるという、これは非常に難しい指示のあり方だと思うわけですが、やはり総合的に、科学的に考えていかなければならない。

今回の請願は、そういう情報の発信を本当に徹底してやっているのか、いわゆるホームページ上だけでなっているのではないですかと。現場でも指示が大変難しいのですけれども、非常に安全を重視するという先生がいれば、その中で生徒たちは従わざるを得ないといえますか、そういう空気感にもなっているということなので、生徒、特に小学生などは一人一人離すといったら難しいけれども、それはそれとわかりつつも、しっかりとした情報発信をしてくれと、これでは足りない、私はこういう意思と酌み取りました。

この間、地元でいろいろ文化活動が再開されて、子供たちも日曜日にもかかわらずいろいろやっているのですが、みんなやはりマスクをつけているわけです。私は、激しい演舞の中で、本当に必要なかというような疑問も持ったりして、これも課外活動ですから、その中で誰が指示するかというのは、やはり大人が指示することなのですけれども、知らず知らずのうちにそういうような状況になっているというようなことも、やはりそこはもう少し県教育委員会としても情報の発信というものについて努力が必要ではなからうかと思っております。その点については、佐藤教育長、いかがですか。

○佐藤教育長 担当課から説明申し上げましたとおり、国の方針が都度都度示され、それを県教育委員会としては県立学校及び市町村教育委員会に対して通知をしております。夏以降、特に熱中症の関係もあつて、基本的に着用を求めないのだという方向等を出してきているということでございますが、この説明にもありましたとおり、3月、6月と度々

要望をいただいております。我々は、そういった要望をしっかりと受けとめて対応しているつもりではありますが、まだ工夫の余地があるのではないかと考えておまして、実際問題、我々も国の専門家の知見などによるところが大きいところもあります。それから、学校には学校医もいて、地域の状況なども見ながら、いろいろアドバイスいただいているところも相当あると思います。そういった中で、やはり我々は基本的には国の助言などもいただきながら、その方向で対応していくというのが基本だと思っていますので、我々なりにしっかりとそれを受けとめて情報を発信していくということをしていかなければならないと考えております。

○上原康樹委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと存じます。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。意見表明がある方は、あわせて発言願います。

○斉藤信委員 私は、先ほどの質疑で述べたように、新型コロナウイルス感染症は第9波、これは9月がピークでありました。今基本的には収束していますが、今の段階でもインフルエンザの数倍の規模で感染拡大しています。下がっていても、先週でいいますと1日当たり300人規模です。これがくすぶって第10波が到来する可能性が極めて高いのではないかと思います。だから、こういう状況の下では、収束した状況ではないわけですから、やはりあくまでも感染状況を踏まえて、必要なマスクの着用を含めた感染防止対策を徹底するというのが今一番強調、徹底されることではないかと。特に教室というのは、密集した場所ですし、部活動などもよくクラスターの発生源になりましたけれども、だから感染拡大時はきっちりそういう対策を徹底をします。そして、そうでないときには、それは個人の判断でやるということを貫くべきで、学校現場では一般論として着用を求めないという機械的な教育委員会の方針もあまり正確なものではないと私は感じております。そういう意味で、今回の請願については賛成しかねます。

○上原康樹委員長 不採択という御意見ですね。

○斉藤信委員 そうです。私はね。

○飯澤匡委員 感染が拡大しようと、そういう予兆があるときは、もちろんそれはやらなければならないのです。ただ、ここの請願が求めているのは、同調圧力であるとか、そういう部分についてまだまだ情報発信が足りないのではないかとということですから、私はまだまだ努力をする余地があると思います。先ほども佐藤教育長もおっしゃっていたので、それは県議会として後押ししたいと思いますので、採択していただきたいと思います。

○上原康樹委員長 採択という意見も出ました。採択、そして不採択との御意見がございます。そのほかにございませんか。

〔「採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 採択と不採択の意見がございますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○上原康樹委員長 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果について発言を求められておりますので、これを許します。なお、執行部からの報告後に質疑を行い、その後委員からのこの際発言としたいと存じます。

それでは、令和4年度児童生徒の問題……

○飯澤匡委員 今の委員長の発言は、執行部説明とこの際発言の時間は別個にということですか。確認します。質疑の時間です。

○上原康樹委員長 質疑とこの際、別にわけて考えてみたいと思います。

○飯澤匡委員 各委員にこれはお尋ねしたいと思うのですが、私は総務委員会で随分長くやりましたけれども、この際の執行部説明と質疑と、この際発言の質疑は、ひっくるめて30分と理解してきました。ただいま議会全体でのルールというものを逸脱していると思うのですが、委員長、各委員に聞いてみてください。

○上原康樹委員長 御意見をお願いします。

○岩崎友一委員 私も飯澤委員のとおりだと思っております、私も今回文教委員会に来て、全ての委員会を1周というか、全部回るわけではありますが、前回もそうでしたが、委員長は執行部のこの際説明も含めて、この際何かありませんかというふうにお諮りをして、それでも30分という中でやってきているというほかの委員会の現状がありますので、公平性を担保する、平等性を担保する意味でも、同様のお取り計らいをお願いしたいと思います。

○斉藤信委員 文教委員会では、重要な課題の報告があった場合には、それについて審議して、この際はこの際というようにやられております。きょう報告される生徒、児童の問題行動に関する調査の結果というのは、これは本当に極めて重要な教育課題、社会問題の課題にもなって、各新聞紙上でも全紙、テレビも大きく取り上げています。きょうの岩手日報の論説でもこれに触れられております。議会でも、予算や決算ではかなり集中審議的にこの不登校問題は取り上げておられまして、肝腎の文教委員会でそういう集中審議がないのです。ですから、ことしの1月の閉会中の文教委員会で、特別に生徒指導の昨年度公表になったものについて報告をいただいて、集中審議をいたしました。極めて重要な教育問題、社会問題ですから、これはこれで今までどおり、この文教委員会ではしっかり審議をして、この際はこの際でやると。

議会というのは、どうやって我々の発言権を確保するかが一番大事なのです。今までやられたことを縮小するということは、私たちの議員としての権利を縮小、なくすようなことですから、私は文教委員会のよき伝統を踏まえて、しっかりこの課題はこの課題として審議するようにしていただきたい。

○関根敏伸委員 私もいろいろな委員会に所属をさせていただいてまいりまして、文教委員会は久しぶりなのですが、やはり委員会ごとにこの際の取り扱いに差があってはならな

と思います。ただ、前回は総務委員会であったわけでございますけれども、その他の委員会のこの際の取り扱いというのは十分承知していないわけです。ただ、今申し上げたとおり、議会として言論の自由はしっかり確保しながらも、やはり委員会ごとにこの際の取り扱いに差があってはならないと思いますから、ここは各常任委員会の今までのこの際の取り扱いも踏まえて、今後どうするかは、この場で結論を出すのではなくて、そこも踏まえてしっかりと取り扱いの方法を図りつつ、方向性を決めていただきたいと思います。

○**齊藤信委員** 今の関根委員の発言は一理あると思います。だから、この際の場合、重要な問題が提起されたときに、それについて委員会というのは、我々が所管する分野について集中審議するところですから、重要な課題が提起されたときに、それについて集中審議する、これは当然のことで、それをやってはならないという、そういう規則はないと思うので、それはそれでしっかりやって対応していただきたいし、文教委員会は先駆的にそれをやっている。そういうことで、しっかりやっていただきたい。

○**関根敏伸委員** 付け加えて、執行部から出されたこの際と、議員各自の問題意識に基づくこの際は、別個であってしかるべきだと私は思いますので、今委員長が取り計ろうとした方向性については理解しますが、ただ一般論として各常任委員会でこの際の取り扱いに差があっては非常にまずいことになりますから、その辺はしっかりと他の状況も踏まえて、委員会としてというよりは、県議会の常任委員会のこの際のあり方がどうなのかということをしつかりとここで方向性は決定していただきたいと思っています。

○**工藤大輔委員** 今の関根委員の発言はそのとおりののだと思うのです。その中で、執行部が説明したいということで求められたものについては、ここは違いますけれども、30分一緒でいいと思います。委員からこの場で集中審議を求められたという際には、この場の委員会の中でそれが多数となれば、それも委員長が踏まえて集中審議をしましょうという決定をしてもいいかと思いますが、委員から今回求められていないわけです。その際には、別の各委員会と同様のこの際の取り扱いにしないと、その発言だったり、さまざま公平性が問われてしまいますので、その辺はしっかり把握しながら委員会運営を進めていただきたいと思います。

○**上原康樹委員長** 委員から求められていないという今のお話は、もう少し具体的に。

○**工藤大輔委員** 例えば今回のこの報告の件について、この委員会の場で集中審議をしましょうと委員が求めて、それが多数になれば、それは必要なかもしれませんが、そうでない場合、今回ののは執行部からの説明ですから、その際にはこの際の扱いは一緒でいいのだと思います。

○**齊藤信委員** 文教委員会は、大事な問題については、執行部説明について集中審議してきましたから。私は、当然これはこれで議論されるものと、このように受けとめていました。

○**飯澤匡委員** 俺たちは受けとめていないから。

○**齊藤信委員** だから。

○工藤大輔委員 ほかのやり方は違うのだから。

○斉藤信委員 ほかの委員会はわからないけれども、これは禁止されていれば別だよ、禁止されていれば。だから、関根さんが言うように、それが何か議会の運営の規則なりなんなりに定められているのだったら、それは問題があっても、それは従わなくてはならない。できないというものがあるのかどうか。文教委員会は、ではそれを無視してやってきたのかと。私は、そうではないと思います。やはり重要な課題を執行部が説明するわけだから。議会でも議論してきたことなのです。ところが、我々の所管であるにもかかわらず、例えば予算特別委員会とか決算特別委員会とかで、私たちはやっぱり発言はかなり制約されているわけです。文教委員会でこそこういうのを徹底的に、集中的に審議する。当然のことではないでしょうか。私は、全くそういうふうに思います。

発言を最大限保障すると。常任委員会は、2日間日程を取っているのです。目いっぱい審議するというのが議会の精神ではないですか。私は、今のさまざまな意見について、大変違和感を感じました。今までの文教委員会では、そういう意見は出ていませんから。

○飯澤匡委員 ほかの委員会に行って、聞いてみればいいではないですか。

○斉藤信委員 いやいやいや。

○飯澤匡委員 みんな重要課題なのだから。

○斉藤信委員 だから、禁止されているのかと。

○飯澤匡委員 いやいや。だから、それは議会の中で……皆さん……

○斉藤信委員 だから、そこは正しましょうということでしょう。

○上原康樹委員長 御静粛に。指名をさせていただきますので、挙手してください。

○岩崎友一委員 休憩して。

○上原康樹委員長 それでは、休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○上原康樹委員長 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

先ほどのお話の件でございますが、ただいまの教育委員会からの報告につきましては、これまで閉会中の常任委員会において調査事項とした例があったこと、またその際の質疑の状況や、近年のいじめ認知件数や不登校児童生徒数の急激な増加の状況等を鑑み、十分な質疑時間を確保するため、個別に質疑の時間を設けることが適当と判断したものでありますので、どうか、何とぞ御了承くださいますようお願い申し上げます。

では、再開いたします。

○岩崎友一委員 きょうのところはそれで仕方ないとしても、先ほど飯澤委員からも重要な問題提起がありました。恐らく半数以上の委員が疑問に思っている部分もありますので、先ほどの休憩時間の議論のとおり、今後の進め方については正副委員長会議で、次回に向けてしっかりと協議をした上で、進めていただくようお願いいたします。

○上原康樹委員長 お話承りました。

それでは、改めまして令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果について発言を許します。

○千田生徒指導課長 令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果について、本県の状況をお手元の資料に沿って説明いたします。

資料の1ページをごらんください。本調査は、統計法に基づき国が実施している一般統計調査であり、文部科学省において児童生徒の問題行動・不登校等について今後の生徒指導施策推進の参考とするため、毎年実施しているものであり、本資料は本調査における本県の国公私立学校の調査結果等の概要でございます。

調査方法等の調査対象期間、調査項目・調査対象、調査項目の定義につきましては、記載のとおりでございます。また、数字につきましては、国立、公立、私立の全ての学校の結果を合わせた数値となっており、本調査につきましては文部科学省が公表している情報以外の情報については、都道府県教育委員会においても公表しないものとなっておりますことを申し添えます。

なお、本県の状況につきましては、県教育委員会として本調査によらない調査等で把握している内容等について、説明、答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、2ページをごらんください。調査結果の一つ目、暴力行為の状況です。(1)の小・中等学校の合計のデータを見ますと、令和4年度における合計の発生件数は750件であり、昨年度に比べて85件の増加、1,000人当たりの発生件数は6.5件となっています。令和4年度の暴力行為の発生件数、1,000人当たりの発生件数は過去最多です。

校種ごとの内訳は、(2)、①から③の記載のとおりです。小学校の暴力行為の発生件数は、合計535件で、前年度より78件増加、中学校は167件で、前年度より7件減少、高等学校は48件で、前年度より14件増加です。暴力行為の形態は、対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物破損の4種類に分類されており、どの校種においても生徒間暴力が発生件数の大半を占めています。小学校では、生徒間暴力が465件で、前年度より52件増加、中学校では141件で、前年度より5件減少、高等学校は36件で、前年度より13件の増加となっています。生徒間暴力の件数は、いじめ認知と相関があると捉えているところです。いじめの態様の中のたたいたり、蹴ったりという行動、行為については、いじめだけでなく、生徒間暴力としても集計しているケースがあります。

次に、3ページをごらんください。いじめの状況についてです。初めに、(1)、いじめ認知件数は8,256件であり、前年度より217件の増加、1,000人当たりの認知件数は70.9件であり、前年度より3.5ポイントの増加です。令和4年度はいじめの認知件数、1,000人当たりの認知件数は過去最多です。校種別に見ますと、小学校の認知件数は6,611件で、前年度より265件増加、中学校の認知件数は1,185件で、前年度より51件減少、高等学校の認知件数は341件で、前年度より9件増加、特別支援学校の認知件数は119件で、前年度より6件減少となっています。

次に、(2)、いじめの発見のきっかけですが、上のグレーの部分が学校の教職員等が発見、その下に学級担任が発見、学級担任以外の教職員が発見などの内訳があります。表の中央辺りに、学校の教職員以外からの情報により発見があり、その下に本人からの訴え、当該児童生徒本人の保護者からの訴えなどの内訳があります。構成比を見ますと、学校の教職員等が発見が 65.1%で、学校の教職員以外からの情報により発見が 34.9%になっています。中でもアンケート調査など学校の取り組みにより発見が最も多くなっており、54.8%という構成比になっています。このアンケート調査など学校の取り組みにより発見が全体の半数以上を占めており、アンケート調査がいじめ発見の重要なツールになっていると言えます。

続いて、(3)、いじめの現在の状況です。小中高等学校及び特別支援学校を合わせた全体の解消率は 78.2%で、全国より 1.1 ポイント高い状況です。いじめの解消については、国のいじめ防止対策方針において規定されておりますいじめ解消の定義に基づいて、学校が判断しています。解消には二つの要件があり、一つは少なくとも 3 カ月を目安とする相当の期間、いじめの行為がやんでいること、二つ目は被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことの二つです。心身の苦痛を感じていないかどうかについては、被害児童生徒本人とその保護者に対し、面談等で確認することになっています。

続いて、(4)、重大事態についてです。いじめ防止対策推進法に規定する重大事態の発生件数は 15 件で、前年度より 5 件減少しました。

次に、4 ページをごらんください。長期欠席の状況についてです。初めに、(1)、理由別長期欠席者数は、病気、経済的理由、不登校、新型コロナウイルスの感染回避、その他を全て含めての数になりますが、小学校は 1,066 人、中学校は 1,862 人、高等学校は 836 人となっています。不登校児童生徒数 2,588 人は過去最多となっています。

次に、(2)、不登校児童生徒数について詳しく説明します。小学校の不登校児童数は 617 人で、前年度よりも 146 人増加、1,000 人当たりの不登校児童数は 11.3 人で、前年度より 2.9 ポイント増加、中学校の不登校生徒数は 1,388 人で、前年度より 180 人増加、1,000 人当たりの不登校生徒数は 46.5 人で、前年度より 6.9 ポイント増加、高等学校の不登校生徒数は 583 人で、前年度より 8 人減少、1,000 人当たりの不登校生徒数は 20.1 人で、前年度より 0.3 ポイント増加でした。1,000 人当たりの不登校児童生徒数で考えると、小中高等学校いずれも増加傾向が見られます。

高等学校中途退学の状況です。初めに、(1)の中途退学者・中途退学率は、令和 4 年度の中途退学者数は 365 人で、前年度から 39 人増加、中途退学率は 1.2%で、前年度と比べて 0.2 ポイントの増加です。

次に、(2)の事由別退学者数ですが、一番多いのは進路変更の 201 人で、構成比は 55.1% になり、次いで学校生活・学業不適合の 27.1%という結果になります。退学の理由が進路変更、学校生活・学業不適合で約 8 割となっていることから、中高の連携、特に進路指導等の充実をさらに図る必要があること、あわせて高校入学後においても生徒一人一人に寄

り添った教育活動、そしてきめ細かな対応をしていくということがより一層必要であると認識しています。

説明は以上でございます。

○上原康樹委員長 ただいまの報告に対し、質疑はございませんか。

○小西和子委員 2ページの暴力行為のことについてお伺いします。

小学校が突出してふえているわけですが、支援を要する子供たちによる暴力行為というのはわかっているのでしょうか。といいますのは、数年前にもすごくふえたことがありました。そうしたときに、同じ子供さんが毎日毎日教師に対して暴力を振るう、子供に対して暴力を振るって、そのときの担任は生傷が絶えなかったのです。そういう分類とかはしていたのかどうかということですが、お願いいたします。

○千田生徒指導課長 支援を要する子供についてでございますが、学校のさまざまな情報をいただいたところ、そういった子が多いと、多くいじめにかかわっているというところは承知しているところでございます。ただし、人数はどのぐらいだということは把握しておりませんが、今後そういった対応も含めて、学校、それから我々と力を合わせて、未然防止に努めてまいりたいと考えております。

○小西和子委員 学級に1人だと、それほどにならないけれども、複数になると響き合っ

て本当に大変なことになるということを私も見聞きしております。
それから、二つ目でございますけれども、3ページのいじめ防止対策推進法に規定する重大事件の発生件数が15件とありますけれども、この中身についてお伺いしたいと思います。

○千田生徒指導課長 15件でございますけれども、第1号、いわゆる生命、心身、財産に重要な被害が生じた疑いがあるいじめでございますが、こちらが10件でございます。そして、第2号、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある重大事態でございますが、こちらが8件ということになります。3件が1号、2号重複ということになります。

○小西和子委員 もっと詳しくというのは、言えないということでもよろしいですね。わかりました。ぜひなくしていきたいことだなと思います。

それから、4番の長期欠席のことでございますけれども、やっぱり新型コロナウイルス感染症にかかわっての感染回避も人数が多いのですが、その他というのは、これはどういうものが含まれているのかお伺いします。

○千田生徒指導課長 この長期欠席のその他でございますけれども、病気、経済的理由、不登校、新型コロナウイルスの感染回避、いずれにも該当しない理由により、長期欠席となった者でございます。例えば海外での長期滞在であるとか、あるいは国内外への旅行のため長期欠席でありますとか、そういったものでございます。

○小西和子委員 わかりました。深刻なことではないということでございますね。

それから、不登校のことで、地域別のことはお答えできないのでしょうか。以前調査し

たときに、国も県も2倍にふえているのに、盛岡市が突出して4倍にふえたことがあるのです。そのような特定の地域が特にふえたというようなことがありましたら、お知らせください。

○千田生徒指導課長 今回の公表でございますが、県全体でということになっております。ただし、我々の把握しているところでは、やはり地域によって不登校数が上がったところ、あるいはその上がった幅が抑えられたところ、さまざまあると思っております。そういった部分の地域別の分析も進めていかなければならないなと承知しております。

○小西和子委員 この問題行動で、不登校生徒指導上の諸課題ということですが、いじめも不登校もその他の暴力等もなのですけれども、人が足りない、教職員が不足している、それから先ほど言いましたように、非常に厳しい働き方であるということもかかわっておりますので、ぜひそのことについて佐藤教育長からお聞きして終わりにします。

○佐藤教育長 学校現場には、さまざまな課題がございます。その中でも、やはりいじめ、不登校というのは、これは全国的に見ても重大な、重要な課題と、解決すべき課題と考えておりますし、一方で教員の働き方改革というのも、また学校現場における重要な課題でありまして、具体的に相関関係を申し上げるということではできませんが、そういう課題について、トータルで県教育委員会あるいは市町村教育委員会と連携しながら、国の指導、助言も得ながら、よりよいほうに持っていけるよう、努力してまいりたいと考えています。

○斉藤信委員 最初に、この県の調査結果はあまりにも簡潔なもので、結果、これが全国の調査報告書なのですね。これは皆さんに渡してある。これにかかわっても、岩手県の問題というのはたくさんあるわけだから、もう少し充実したものにならないかと。

例えば不登校の要因というのは、この全国の調査では書かれています。不正確けれども、書かれています。あとは、それこそどの機関、学校内外の機関にも相談していないのが38.2%と出ています。これは、県のデータも出るはずなのです。全国の集計で出ているわけだから。だから、そういうものが出ていないと。そういう意味で、そういうことはきちんとした議会への資料で出せないものかと。

○千田生徒指導課長 県の調査結果についてでございますけれども、この児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果につきましては、文部科学省が公表している以上のデータをお示しすることはできないものとなっております。

県教育委員会といたしましても、特に注視している暴力行為、いじめ、長期欠席、中途退学の項目については、経年変化を示すとともに、各市町村教育委員会や各学校の指導に役立つデータを提供しているところでございます。

○斉藤信委員 例えば新聞等でもかなり問題になったのは、どの機関にも相談できていないというのが38.2%、約4割ということで、これを放置していいのかというのがどこでも問題になりました。これは全国集計で出ているけれども、岩手県の場合のデータというものは出ないのですか。

○千田生徒指導課長 岩手県のデータということで公表されていない状況でございますので、今回、お伝えできないということでございます。ただし、こういった相談につながっていないという子供たちは、非常に大きい取り組むべき内容だと認識しておりまして、さまざまな関係者と連携しながら、指導、支援につながっていけるように取り組んでまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 公表されていないけれども、それはデータとしてはあるということなのか、そもそもそのデータはないということですか。都道府県の調査結果の積み上げだと思うけれども。

○千田生徒指導課長 都道府県の報告を行う際は、公立については教育委員会で取りまとめて県に報告し、文部科学省に報告しているという調査でございます。

○斉藤信委員 言葉足らずだけれども、では県教育委員会の調査の分はわかるということですね。

○千田生徒指導課長 はい。

○斉藤信委員 聞かれたら答えたらいいのではないのでしょうか、県教育委員会の分はこうですよと。公表できないという話はないのだと思うけれども。

それで、小西和子委員の質問にもありましたけれども、私も重大事態について、いじめの問題全体として深刻だけれども、去年は20件でした。今年度の公表では15件でした。命にかかわる1号、あと長期の不登校に陥った2号。先ほどは1号、2号が10件、8件という話でありました。これは小中高等学校でわかるのですか。

○千田生徒指導課長 重大事態15件はそのとおりでございます、第1号重大事態と呼ばれる児童生徒の生命、心身、財産への重大な被害に係るものが10件、また第2号重大事態と呼ばれる相当の期間の欠席に係るものが8件報告されているところでございます。先ほど申しましたとおり、重複している事案もございます。この重大事態15件につきまして、県立の学校で発生している重大事態件数は5件となっておりますけれども、小学校、中学校につきましては公表になっておりません。残りの10件につきましては、県立学校以外の国立、市町村立、私立という捉えになります。

○斉藤信委員 命にかかわるいじめ、そして長期の不登校に陥ったいじめ、本当に極めて重要な問題で、これはいじめ防止法に基づいてきちんと実態調査、そして再発防止策を示すということになっています。だから、県内でどういう重大事態が発生して、その教訓を全体に明らかにしていくことが重要なのではないかと思います。まず前年度の20件のうち、元の学校に戻れたという件数は何件あるのか。昨年度分の15件については、どのぐらい元の学校に戻れたのか、これはわかりますか。

○千田生徒指導課長 その後の追跡というところでは、この重大事態全体を把握していないところではございます。ただし、各学校においてさまざま被害児童生徒、それから保護者に寄り添いながら支援をしているというところでございます。

○斉藤信委員 私は、この15件のうち、事故報告書を出された2件だけ資料をいただきま

した。読ませていただきました。その1件は、これは不登校の関係なのですけれども、いじめ行為に起因するもので、結果的に転学です。実態調査をしていじめの事態が明らかになって、再発防止策を出しているのだけれども、結果は転学で、戻れなかったと。やはりこういうことだと解決にならないわけです。調査に時間がかかる。例えば不登校の場合、大体いじめが発生して3カ月たってから、重大事態になってから調査になる。これは1カ月ですか。それから、重大事態になって、さらに新たな調査をやるような形になって、本当に問題解決して子供を戻せるものは戻すというようになっていない。重大事態については、去年の公表が20件、ことしは15件ですけれども、岩手県いじめ問題対策委員会がありますね。いじめ問題対策連絡協議会もあります。独自に調査している件数もあると思うのですけれども、こういうところでこの調査報告書をしっかり把握して返すものは返すと。重大事態に関する調査の指針、ガイドラインでは、特段の支障がなければ公表することが望ましいとなっているのです。しかし、重大事態が発生したかもわからないのが今の実態です。やはりそういう問題をしっかり全体の教訓にするということが大事なのではないのでしょうか。

○千田生徒指導課長 教育委員会といたしましても、重大事態という部分について、大変取り組まなければならないことだと認識しております。県教育委員会といたしましても、いじめ重大事態に対し、法や基本方針、ガイドラインに沿った対応をすること、それから被害児童生徒、保護者にしっかりと寄り添うこと、そして組織的に対応していく、これが何より大事だと認識しております。解決に向けて、学校を支援するとともに、被害生徒さん一人一人に寄り添った取り組みをしてまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 特段の支障がなければ、やはり公表できる中身は公表すると。なぜ重大事態に陥ったのか、大体初動の対応のおくれです。初動の問題が大事だったということが大体触れられていますけれども、やはりそういう具体的な事実に対して、何が、どういう対応が問題だったのか、その影響は何なのか、積極的に公表して、全体の評価にしていくべきだと思います。いじめが急増しているわけですから。

二つ目に、不登校の問題についてお聞きいたします。実はこの不登校が2021年、2022年と、全国的に見ても5万人ずつふえているのです。本当に急増というべき状態で、これは岩手県内でも同じ状況であります。ここには5年間の状況が出ていますけれども、小学校は5年間で見ると2.17倍、中学校は1.41倍ふえています。この2年間で急増した要因、背景をどのように受けとめていますか。

○千田生徒指導課長 不登校が急増している要因についてでございますけれども、長期化するコロナ禍による生活環境の変化により、生活リズムが乱れやすい状況が続いたことや、学校生活においてさまざまな制限がある中で、交友関係を築くことが難しかったことなど、登校する意欲が湧きにくい状況にあったことなども要因として考えているところでございます。

○斉藤信委員 今の説明は、私は要因、背景の一つだと思うけれども、この急増はそれだ

けでは説明がつかないと思います。5年間急増の傾向があつて、2年間で急増したということですから、しっかりこの要因を分析する必要があるのではないかと。不登校の要因について、この実態調査結果ではどのように分析され、そしてこれは文部科学省の調査機関でありますけれども、不登校児童生徒に直接聞いた実態把握調査の分析と乖離があると。これは去年の文部科学省の不登校の調査研究協力者会議の報告でも指摘されているのですけれども、これはどういう中身でしょうか。

○千田生徒指導課長 不登校児童生徒の実態把握に関する調査についてでございますけれども、令和2年度の調査で、不登校児童生徒のさらなる支援の充実について検討する上での基礎資料とすることを趣旨として、小学校6年生、中学校2年生の児童生徒を対象に行われたものであり、児童生徒、保護者、合わせて約4,000件の回答があつたものと認識しております。

当該調査の結果によりますと、最初に学校に行きづらいつ感じ始めたきっかけに対する回答では、小学校では先生のこと、身体の不調、生活リズムの乱れが高い割合となっております。中学校では、身体の不調、勉強がわからない、先生の高割合となっております。また、小学校、中学校でも、2割強がきっかけが何か自分でもよくわからないと回答していると承知しております。

○斉藤信委員 この全国実態調査結果では、どのようになっているかという、これは学校側の評価なのです。無気力、不安というのが51.8%、生活リズムの乱れが15.9%、友人関係が9.2%。学校の評価と子供たちに聞いた結果には大きな乖離があると、これは文部科学省自身が認めていることです。子供たちの立場に立って、要因が解明されていないと。結局無気力、不安というのは、子供に責任があるという立場なのです。こういう立場だったら、これだけ急増している不登校の原因、そして解決にもならないと思うけれども、いかがですか。

○千田生徒指導課長 この不登校の要因に関することについてでございますけれども、文部科学省からは、不登校の要因に関する実態調査などを行い、令和5年度のこの調査において、不登校の要因において無気力だとか不安といった主たる要因とした児童生徒に関し、学校が把握する状況を計上する調査項目を新たに設けるといふ調査内容の見通しも検討していると聞いております。やはり子供たち一人一人の要因について、きめ細かに分析していくということが重要であると思っております。国の動向を注視しているところでございます。

○斉藤信委員 私は、やはり子供の立場に立って、子供の声をしっかり聞いて不登校の解決に取り組むべきだと思います。先ほど紹介された実態調査では、小学校では先生のこと、中学校では2番目に勉強がよくわからないと、学校の問題が最大の要因になっているのです。2019年に国連子どもの権利委員会の勧告が出ましたけれども、ここではこういう指摘がなされました。社会の競争的性格によって子供時代及び発達を害されることなく子供が子供時代を享受することを確保するための措置を取ること。競争的な社会ということは初

めて指摘されました。その上で、あまりにも競争的なシステムを含むストレスフルな学校環境から子供を解放する措置を強化すること。いわば学校がストレスフルになっている、ストレスを子供たちに与えている、そこを開放すべきだと、これが政府の報告書、さらには国内の民間の団体の報告書を踏まえた国連の政府に対する勧告です。昨年12月に生徒の指導提要がかなり抜本的に改訂されて、この中には子どもの権利条約、そしてこども基本法、この精神を徹底させることが重要だとも指摘されているけれども、子どもの権利条約の政府勧告について、どのように受けとめていますか。

○千田生徒指導課長 国連の子どもの権利委員会の勧告の受けとめについてでございますけれども、社会性を身につける途上である児童生徒が集団で活動する場合には、しばしば対人的なストレスのほか、悩みや緊張などのストレスなどの発生の側面もあるということをご承知しております。不登校やいじめなどの生徒指導上の課題に対する未然防止の取り組みとして、学校においては児童生徒一人一人の特性や学びの状況を見取り、適した指導方法を考えるとともに、児童生徒が安心して自己存在感、充実感が感じられる居場所づくりの取り組みや、全ての児童生徒が主体的に取り組む活動を通し、みずから絆を感じ取り、紡いでいく絆づくりの取り組みを継続して進めていくことが重要であると認識しております。

○斉藤信委員 個々の対策も大事なわけけれども、国連子どもの権利委員会の勧告は、競争的な社会、極度に競争的な教育システムが子供にストレスを与えていると、それが暴力とかいじめとか不登校とか自殺に表れていると、こういう厳しい指摘なのです。そういう根本問題をしっかり受けとめて対応することが必要なのではないかと。競争的な学校システム、教育システムの中心は、学力テストです。安倍内閣が復活させた学力テスト以降に不登校が急増しているというのも、一つの明確な事実です。

それで、私は具体的な問題として、約4割の不登校の子供がどの機関にも相談していなかったということで、やはりこの解決は急務だと思います。文部科学省の不登校対策の中でも、児童生徒理解・教育支援シートをしっかりと整備して対応することが大事だと。不登校の子供たちのこういうシート、カルテといってもいいでしょう、こういうものをしっかりとやって、学校の側からもしっかりと相談機関を紹介するし、そしてアウトリーチもするし、そういうことが一人残らず、児童生徒理解・教育支援シートが整理をされる必要があるのではないかと思います。いかがですか。

○千田生徒指導課長 令和4年度のこの調査によりますと、全国の小中学校における不登校児童生徒のうち、学校内外で相談、指導を受けていない児童生徒は38.2%となっており、本県でも一定数そのような児童生徒がいることは承知しているところでございます。今お話をありましたシートの活用につきましても非常に重要であると認識しておりまして、この活用に対しましては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの専門職、専門の力を借りたり、1人1台端末を利用したところの相談の運用により、早期のSOSの発見につなげたり、教育支援センターのさらなる開設による相談支援体制の強化、フリ

一スクール等民間団体との連携会議の開催などに取り組んでまいりたいと考えております。

○**斉藤信委員** 私が指摘したこの児童生徒理解・教育支援シートというのは、活用されているのですか、されていないのですか。どのぐらいこれが整理されているというか、活用されているか示してください。

○**千田生徒指導課長** この児童生徒のシートでございますけれども、活用の実態の具体的な数値は把握していないところではございます。ただし、各学校において、この様式を基本としながら、学校あるいは市町村教育委員会単位で様式を定めて取り組んでいるということも聞いております。一人一人の実態、状況、それから関係機関との連携等がこのシートでまとまっていくということで、非常に有効であると思っております。今後もその使用と促進に努めてまいりたいと考えております。

○**斉藤信委員** 私もいろいろ不登校に関する文部科学省の文書を見たけれども、こういうふうに指摘されている、提起されていることについて、もっと真剣に取り組む必要があるのではないのでしょうか。本当に一人残らず、休養が必要な子供たちもいる、不登校にもいろいろな対応の仕方があると思うのだけれども、そういう状況を、例えば担任がかわっても継続すると。不登校の親の会のレポートには、学校に行けなかったけれども、毎月1回担任の先生が声をかけてくれたということが学校に対する信頼になって、中学生になったら行けたとか、そういうことがあるのです。これは即効性のある対策ではないけれども、あなたを見捨てていないと、大事にしていると、あと共感すると、そういう働きかけというのが必要なのではないかと思います。

もちろん教員の多忙化がありますから、この障害を打開するということが前提、土台になるけれども、そういうことで一人残らず不登校についても見守る、支援する。そして親も困っていますから、相談をしていないということは、親も相談にかかわっていないのです。だから、親も含めて相談機関を紹介したり、親の会の中で活動したりということも大変大事なことだと思います。

最後に、自殺の問題についてお聞きします。この全国の調査では、子供の自殺が全国411人。前年が368人ですから、自殺もふえています。国連子どもの権利委員会の勧告では、子供の自殺の根本原因に関する調査を行い、防止措置を実施することと指摘されております。子供たちが命を絶つというのは、本当にこれは深刻な問題ですから、何が原因で、要因で、そういう自殺になっているのかと。これは数ではなくて、そういう原因、要因をしっかりとつかんで、自殺防止していく取り組みが必要だと思いますけれども、いかがですか。

○**千田生徒指導課長** 子供の自殺の根本原因に関する調査についてでございますけれども、児童生徒の自殺については、全ての事案について背景調査を行うこととしております。背景調査は、その後の自殺予防に資する観点から、万が一子供の自殺または自殺が疑われる死亡案件が起きたときに、学校及び設置者が主体的に行う必要がある調査でございます。調査結果が自殺または自殺が疑われる死亡事案について、事故発生後速やかに着手するというのを重要に、大切にしながら進めているところでございます。

○**斉藤信委員** いじめにしても、自殺にしても、本当に原因、要因をしっかりと把握して、そして今後の対策に生かすというのが本当に大事なことです。やはり調べることはしっかりと調べて明らかにして、そしてそれに対応する対策を全体に明らかにしてやっていただきたい。

最後に、佐藤教育長が今回の調査結果をどう捉えて、取り組もうとしているか聞いて終わります。

○**佐藤教育長** いじめにつきましても、不登校につきましても、先ほども申し上げましたけれども、全国的にも本県でも重大な、重要な課題、解決すべき課題だと考えております。

いじめにつきましては、件数がふえておりますが、本県としては早期に発見しましょうということで、隠すことなく、早期にこれを上げていくという結果もあろうかと思っておりますので、この増が一概に問題なのかということではないと思っておりますが、ただいずれにせよいじめがあり、そしてその中には重大事案があるということがございます。特に重大事案については、そうならないように、早期に子供たちに寄り添う、あるいは保護者の理解も得ながら、早期に解決に導いていくということが大事だと思っておりますし、不登校につきましてもさまざまな背景、要因があり、斉藤信委員からは子供の目線に立った要因分析をというお話も頂戴いたしました。これもとにかく早め早めに察知し、取り組む。そして学校も一生懸命対応しています。特に今担任1人に任せるのではなくて、チーム学校ということで管理職以下、そしてそこにはスクールソーシャルワーカーだったり、カウンセラーに入ってもらったり、他の機関にも相談したりとか、教育委員会内にもそれぞれそういうことを専門にする職員もおりますので、そういうところが一緒になって対策を講じる。あるいは市町村での教育支援センターを拡充していく、充実させる。それからフリースクールとも連携していくというようなこと、総力を上げて総がかりでやっていかなければ、この大きな問題に対応し切れないと考えていますので、そういうことで関係機関とも一緒になって取り組んでまいります。

○**上原康樹委員長** このほかに皆様方から何かありませんか。

○**小林正信委員** 今佐藤教育長は、令和4年度1,000人当たりの認知件数が岩手県70.9件で、全国は53.3件で、これは早期発見しているから、全国よりも高いのだという感じにおっしゃったのかなと思ったのですが、県としてもそういう認識なのか。早期発見できているから、これだけ全国との差があるのか、それともいじめが岩手県は全国よりも結構多いという認識なのか、そこは県としてどう認識されているのかということをお伺いしたいと思います。

○**佐藤教育長** 県教育委員会としましては、積極認知ということで取り組んできていますので、そういった部分もあろうかと考えておりますが、他県と比較してどうかということになりますと、なかなか一概に申し上げることはできません。ただ統計上はやはりいじめの件数として出てきていますから、本県だけが突出して認知のあり方が積極的だということと比較して申し上げることはできないのだと思いますが、我々のスタンスとしては早く

察知して、認知したら、それを解決に向かうという取り組みは、組織的には進めているという意味で申し上げた次第であります。

○**小林正信委員** わかりました。それで、アンケートで見つかったというのが結構多かったと思うのですが、このアンケート以外にもさまざまな取り組み、さっきおっしゃったのは、1人1台端末を使ったところの相談、これはいつから始まったのか。いつの間にか始まっていたなという気もするのですけれども、いつから始まって、調査結果にも反映されているものなのか、その辺りをお伺いしたいと思います。

○**千田生徒指導課長** 1人1台端末などを活用したところの相談室は、本年度4月からスタートしているところでございます。ですので、この令和4年度の調査結果には反映されていないというのが実態でございます。

○**小林正信委員** 4月からやっていらっしゃるということでしたけれども、どういうものなのでしょう。1人1台端末から相談をして、それを誰が受けて、担任なのか、また担任が受けても、担任がこれは大したことないなということもあり得るかもしれないし、第三者が受けたほうがいいのかもわからないしということもあったりとか、ところの相談は具体的にどういう取り組みになっているのかというのを聞かせていただきたいと思います。

○**千田生徒指導課長** 一人一人に配付された端末であったり、あるいは生徒所有のスマートフォンからも相談できる仕組みでございまして、各学校で示しているQRコードをそれぞれが読み取って相談するというものでございます。相談内容だとか、相談したい相手などをチェックして申し出るというものでございます。誰かに話を聞いてほしい人は、そのQRコードを通して進めるというもので、各学校で展開しているものでございます。

8月末現在の実数でございますけれども、295件の相談があったと把握しているところでありまして、悩みを抱えた生徒の相談に早急に対応していきたいと思っております。これは、県立学校のみでの取り組みで進めているものでございます。

○**小林正信委員** 県立学校ということは、高等学校だけということで、小中学校では行われていないということによろしかったですか。

○**千田生徒指導課長** 県立中学校でも取り組んでおりますし、特別支援学校でも取り組んでいただいているものでございます。市町村立の小学校は、まだ取り組んでいないところでございます。

○**小林正信委員** せっかくこういう取り組みを県でも始められたということで、非常に相談のハードルが下がったのかとも思いますし、やはりいじめとか不登校もふえているようなところが見えるので、ぜひともこれは県立学校だけではなく、市町村とも連携しながら、市町村でも可能な限りところの相談というものを各学校で実施していくということがさらに早期発見につながると思います。いじめもそうですし、不登校もそうですし、さまざまな相談の場面で役に立つと思いますので、ぜひとも市町村の教育委員会とも連携をしていただきながら広めていただきたいと思っておりますけれども、そういう方向で今進んでいるのかどうかお伺いしたいと思います。

○佐藤教育長 ただいま小林正信委員から県立学校のみではなくて小中学校にもというお話をいただきましたが、市町村教育長の中には、興味、関心をお持ちの方もいらっしゃいますので、県と市町村教育委員会の定例的な会議がありますので、今後その中でこのように進めていますと案内をして、やりませんかということをお話ししていきたいと思います。

○小林正信委員 これは予算はあまりかからないですよ。QRコードをつかって、学校ごとに少し相談のシステムを変えるところで、そんなにハードルは高くないかと思えます。さまざまなことがあった上でこういうものをつくられたと思うので、これを生かしていけるように取り組んでいただきたいと思えます。それから、先ほどいじめ重大事態の話がさまざまございまして、やはり重大事案ぐらいになると、犯罪に近いというか、いじめはほぼ犯罪なのだと思えるのですけれども、それぐらい法的な部分の対応というのは非常に必要になってきているのかと思えます。私もスクールロイヤーの話を委員会等でしたことがあるのですけれども、法的な対応をしっかりと受けたい方と協議して、アドバイスをしたりする。スクールロイヤーもそうですし、弁護士とか法律に精通した方の相談というのは、これまであったのかどうか。いじめ重大事案でも弁護士等は入られたのかとかという辺りをお伺いしたいと思います。

○千田生徒指導課長 岩手県いじめ問題対策委員会の委員の中に、弁護士からの御推薦をいただいて御協力いただいているところもございまして、重大事態などが発生した場合には、さまざまな調査、あるいは助言等を対策委員会などからもいただいているところもございまして、そういった法的な知見からさまざまな事案に対応しているところもございまして、

○小林正信委員 わかりました。私もスクールロイヤーがどういう仕組みで広がっているのか、まだ少し勉強不足でありますけれども、ぜひとも今後このスクールロイヤーという仕組みを生かして、さらにいじめなどに対する相談体制を充実させていただければと思っております。

それから、不登校対策の部分での教育支援センターにつきましては、これから拡充を進めていくということで、この間も佐藤教育長の答弁で、教育支援センター自体の機能を見直すというような答弁もあったかと思うのですけれども、教育支援センターの機能の見直しについて、具体的にどういうことを考えてらっしゃるのかということと、フリースクールの部分でも強化をしていくという答弁も一緒にされたかと思うのですけれども、その辺りの具体的なところを教えてくださいたいと思います。

○佐藤教育長 県の教育支援センターの機能の見直しと、花巻市の県立総合教育センターの中にふれあいルームということで教育支援センターがあるわけですが、相談業務は来所も含めて年間 1,300 件ほどございまして、実際に居場所としての使われ方がされていないというのは、やはり立地の問題もありますので、そういうことも課題だと考えています。それを検討材料として、どういうあり方がいいのか、相談機能のさらなる充実も含めてですが、例えばアウトリーチ型の支援のあり方とか、そういった現在のセンターの機能を何らかの形で拡充できないかなということでの見直しを今まさに中で進めております。フリ

ースクールに関しましては、連携会議の中で、きょうも御紹介いたしました10件のフリースクールさん方とまさに連携が取れるような状況になってきていますので、その中でことは実践発表のようなものをしていただいたり、いろいろ意見交換をしていただいているのですが、それをさらに発展させていけないかという中で議論を進めているところでございます。今こういう形でということは申し上げられませんが、それを発展させられないかということをやっています。

○**小林正信委員** よろしくお願ひします。

最後に、教育機会確保法もありますから、先ほど不登校でもなかなか相談できなかったり、また、支援機関につながれないとか、そういう方でもしっかり教育を提供していかねばならないだろうと思ひますけれども、そういったところで遠隔で授業を提供するとか、このフリースクールの中にカタリバさんが入っていると思うのですけれども、カタリバさんがやっているメタバース学校とか、例えばそういうNPOとも連携をしながら、デジタルを活用した不登校生徒に対する教育機会をしっかりと確保してもらえような取り組みは、今どういふ現状なのか、進めていくお考えがあるのかというところを最後にお伺ひしたいと思ひます。

○**中村高校教育課長** 不登校生徒に対するオンライン、ICT等を活用した指導についてでございますが、文部科学省での不登校生徒に対する支援ということで、保護者の一定の理解得た上で対面の指導を適切に行つた上で、そういったオンライン等を活用した指導をした場合には、出席とみなすこともできるという通知もござひますので、学校から相談があつた場合には、そういったことも可能ですということ、そういった活動について支援をしていく状況はござひます。

ただ、別室登校等の生徒に対してそういったことを行うことが数件あつたかと思ひますが、登校できない生徒に対して、家の中でオンラインでつながるといふところがなかなかハードルが高いようなところもあり、いづれそういった支援は可能だといふ話はしてるところですが、なかなかそれが進まない状況にはあるかと思ひております。

○**上原康樹委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**上原康樹委員長** なければ、委員の皆様からこの際、何かござひませんか。

○**小西和子委員** よろしくお願ひいたします。一つ目、教員採用試験についてです。2024年度に向けた教員採用試験において、新型コロナウイルス感染症に罹患したために、2次試験を断念した臨時教員がおります。このように、病気とか、それから顧問をしている部活の大会のために、何としてもそつちの大会に出てくれないかと言われたのでといふようなことがありましたけれども、たつた1回の試験に重なつて、1年を棒に振つてゐる臨時教員がおります。県教育委員会としては、このような状況をどのように考へているのでしょうか。

○**熊谷小中学校人事課長** 病気等を理由とした教員採用試験の欠席者の状況についてであ

ります。今年度実施いたしました採用試験におきまして、小中学校教諭受験者の当日の欠席者は43名ございました。その理由ですが、新型コロナウイルス感染症を含む体調不良が4名、他県の合格により辞退する等の自己都合が19名、その他連絡がなかった方が20名と把握しております。

ここ数年志願者が減少しておりまして、志願倍率も下がっている中におきまして、全ての志願者に試験をしていただきたいと願っておりますので、欠席されることにつきまして、こちらとしても非常に残念に思っているところであります。

一方、試験当日に欠席した方への対応ですが、別の日に受験日を設定することも必要かとは思いますが、これを実際に実現しようとする場合には、1次試験におきましては試験問題を複数用意する必要がございます、試験準備等が非常に煩雑になります。また、2次試験におきましては、面接試験に対応する面接官に対して、別の日への対応を求める必要もございまして、日程確保が困難であること等、現状としてはこのような対応は非常に難しいと考えております。

臨時的任用教員の方を含む全ての受験者の皆様には、体調管理に御留意いただきまして、試験日には万全の体調で受験されることを心から願っているところであります。よろしくお願いいたします。

○小西和子委員 教員の成り手不足が全国的に問題となっておりますけれども、欠員状況も含め、岩手県の実況はどうなっているのか伺います。

○熊谷小中学校人事課長 教員の成り手不足についてであります。まず、本県の教員採用試験の志願者数であります。全国的な動向と同様に減少傾向であります。今回の試験におきましては、993名の志願者がおりました。これは、前回よりも68名の減、また前回も21名の減となっております、減少が続いているところであります。これに対しまして、県教育委員会といたしましては、県内外の大学の訪問やオンライン説明会を実施するなど、県が求める教員像や教員の仕事の魅力の発信に努めてきたところであります。

次に、欠員の状況であります。小、中、県立学校を合わせて、全体で5月1日現在は10名の欠員がございました。その後、産育休代替教員、病気休職代替教員の欠員がふえておりまして、今月10月1日現在では24名と増加している状況であります。

○小西和子委員 大変ですね。

それでは、教育委員会はもう御存じのことなのですけれども、小中学校の場合、岩手県の教員のうち、1,000人が臨時的任用教員だと聞いております。約1,000人、その人たちが岩手県の教育を支えているのですけれども、それも給料等、それからさまざまな権利等、労働環境は大変厳しいものでありますけれども、何と臨時的任用教員でありながら、担任業務等の正規教員と同じ働き方をしている臨時的任用教員もおります。御存じだと思います。学生と同様に採用試験に向けた時間の確保が必要であると考えますけれども、現実には時間外在校等時間が長くて、健康管理も難しい状況にあります。例えば新型コロナウイルス感染症が発生したからといって、試験が何日後にありますから私は休みますという

ことはできないわけです。学校事情によって、新型コロナウイルス感染症がはやっている、罹患する心配があっても学校に出なければいけない、そういうことがあります。この状況が学生と比べて公平であると考えているのでしょうか。臨時的任用教員にだけ特にこういうことはできないという答弁が続いておりますけれども、このことについて佐藤教育長はどのように考えているのですか。

○佐藤教育長 臨時的任用職員の教員採用試験の扱いということでございますけれども、今年度実施した採用試験におきましても、小中学校教員受験者において、263名の臨時教員の方々に受験していただいております。学校の業務を行う中での試験準備は、本当に厳しい状況であるということは承知しております。

そういうことで、岩手県ではかねてより、臨時的任用教員に対しましては、該当者からの申請があれば試験休暇、これは教職専門ですが、この学校の業務の免除を行うということで、受験の負担軽減策は講じてきているところでございます。

一方で、採用試験では新卒者、既卒者、現に学校で勤務しているか否かを問わず、受験者にとって公平、公正な内容で実施するというのも、これはまた必要なことでございますので、今後他県の動向等もよく見ながら、採用試験のあり方については不断に見直しもしてまいりたいと考えております。

○小西和子委員 昨年の定年前退職というのは174人です。そして、採用試験には合格したものの、辞退したという方は17人、それから1年目から5年目の教職員のうち、36人が退職いたしました。うち8人は精神疾患ということになっていると。教職員の確保というのが非常に困難な状態にあります。

それで、ある県では小学校の担任を経験した方、これは1年間なのでしょうか、そこまでは把握していないのですけれども、1次試験を免除するといった県も出てきております。それから、これは教員採用試験における救済措置のことですけれども、1次試験の免除という県が何県かありますし、1次試験は対応できないので、2次試験のみで検査をする、それから個別対応しますというところ、別室受験を可能とするような配慮をしている県もあります。臨時的任用教員の方々は本当に優秀な方々ばかりなのです。ですから、ぜひ臨時的任用教員の採用試験に関して配慮していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○熊谷小中学校人事課長 臨時的任用教員への教員採用試験における配慮についてでありますけれども、繰り返しになりますが、現在におきましては、本県では申請のありました臨時的任用教員に対して試験教科の免除を行っているところであります。今後もこうした取り組みを継続しつつ、ただいま小西和子委員から御紹介いただきました他県の情報等も踏まえながら検討を進めてまいりたいと考えているところであります。

○小西和子委員 教員不足にならないような対策が必要だと思っておりますので、御配慮をよろしくお願いいたします。

次に、スクールサポートスタッフについてお伺いいたします。新型コロナウイルス感染

症対策のスクールサポートスタッフの配置についてですけれども、5月8日に5類に移行したからということで、1学期末以降は任用期間を延長しないと通達されました。ですけれども、ウイルスがいなくなったわけでも何でもないので。かえって大変な状況になっております。臨時休校したりしているところもあります。スクールサポートスタッフが引き揚げられてからでも同じような消毒作業等、対策をしているわけです。これに対して、引き揚げられましたので、自治体とかPTAがお金を出して継続雇用しているところもあります。しかしながら、自治体やPTAの資金も限りがあるために、今年度以降は継続雇用の見通しが持てない状況であります。

そこでお伺いしますけれども、岩手県以外でスクールサポートスタッフを雇用している事例はどのぐらいあるのか、把握しているのでしょうか。

○大森教職員課総括課長 県内の市町村教育委員会におきまして、独自に教員の業務支援を担う者を雇用している例でございますけれども、本年4月に市町村教育委員会に対し、配置状況を確認いたしましたところ、県内の2市町で13人を雇用していると聞いております。

○小西和子委員 本当にこれからどうしようかと考えていると思います。大変な状況だと思えます。

それでは、県が採用する業務支援員が県内に7校、7人であるとさまざまな質疑に対する答弁で語られておりますが、7月の文教委員会の質疑の際に私がお伺いしたところ、令和5年度においては、どのぐらいの予算が配分されて、何人配置されたかということの答弁です。令和5年度においては3,610万5,000円、220人分の配分があり、このうち208人を配置していると答弁していたにもかかわらず、7人なのです。県が採用する業務支援員が県内に7校、7人であります。岩手県内には小中学校及び義務教育学校が415校あるのですが、これは、県教育委員会は学校数に対して支援の数として適当だと考えているのでしょうか。東北地方の他県の人数を言います。青森県42人、秋田県66人、宮城県30人、山形県124人、福島県60人、岩手県7人ということです。財政のことがかかっているのではないかとは思いますが、答弁をお願いします。

○大森教職員課総括課長 ただいまお話があったのは、いわゆる通常業務分、新型コロナウイルス感染症対応以外の部分のスクールサポートスタッフの配置人数についてのお尋ねでございます。ただいま小西和子委員から御紹介がありましたとおり、東北地方の他県の配置人数と比較して差があることも含め、課題として認識しております。

スクールサポートスタッフは、教員が教員でなければできない仕事に集中できる体制を整備する観点で、教員の多忙化解消につながると考えており、来年度に向け、配置の検討を重ねているところでございます。国において、令和6年度に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2023——骨太の方針等により、スクールサポートスタッフの小中学校への配置拡大方針が示されており、また令和6年度の概算要求において、スクールサポートスタッフを全小中学校に配置するための必要経費を文部科学省に要求していると承知し

ております。

一方で、補助事業における国の負担割合は変わらず3分の1となっており、残り3分の2は県負担となるため、増員に伴う県の一般財源の増加が拡大しており、これまでも政府予算提言、要望や全国知事会等を通じまして、国に対して必要な財政措置を講ずるとともに、都道府県の財政負担の軽減が図られるよう要望しているところでございます。引き続き国の補助事業を最大限活用し、また国に対して必要な財政措置を要望しながら、スクールサポートスタッフの配置などによる教職員の働き方改革に取り組んでまいります。

○小西和子委員 国庫負担が2分の1から3分の1に改悪されたことがここで影響が出ているということですね。教育業務支援員、スクールサポートスタッフは本年度が55億円、来年度は120億円になる見込みということですね。倍以上です。倍以上といたって、岩手県7人から14人というわけにはいきません。これは、とんでもない話です。ですので、今後スクールサポートスタッフの増員は見込めるのでしょうか。他県と比較して、例えば学校の働き方改革が進んでいない学校にこそ業務支援員を配置して、学校における教員の働き方改革を目指すのがよいと考えるのですけれども、県教育委員会としての見解をお伺いするとともに、今後のスクールサポートスタッフの増員は見込めるのですよねということについてお伺いします。

○大森教職員課総括課長 初めに、スクールサポートスタッフの配置先の考え方についてでございますが、先ほど申し上げましたけれども、スクールサポートスタッフは補助事業——国の補習等のための指導員等派遣事業を活用して配置をしております。配置に当たりましては、補助要件であります配置する学校の設置者が設置する全ての学校において、客観的な在校等時間の把握を行うこと、二つ目として、学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を各地方公共団体の規則等へ反映すること、三つ目として、各市町村教育委員会のホームページ等において、設置する学校における働き方改革に係る取り組み状況を公表すること、こういったものを全て満たす市町村が設置する学校に配置するとされておりますことから、これらを踏まえて配置校を選択しているところでございます。これまでスクールサポートスタッフを配置していない学校のうち、積極的に業務改善等に取り組もうとする学校を配置対象として配置をしているところでございます。

県教育委員会としましては、引き続き市町村教育委員会に対しまして働き方改革の推進を要請しますとともに、国庫補助要件や各校の勤務実績なども踏まえながら、配置校を選定してまいりたいと考えております。

続きまして、来年度に向けた増員ということでございます。繰り返しになりますが、先ほど申し上げたように、国の骨太の方針、それから新たな教育振興基本計画におきまして、働き方改革の加速化、処遇改善などを一体的に進めることとし、令和6年度から3年間を集中改革期間として、スクールサポートスタッフの小中学校への配置拡大、あるいは小学校高学年における教科担任制の強化などを速やかに進める等の方針が出されたところでございます。

こうした国の方針や、さきに公表された国の令和6年度概算要求状況等を踏まえつつ、スクールサポートスタッフの配置について検討を重ねているところでございます。

○小西和子委員 特別支援学校のスクールサポートスタッフのことについてお伺いします。

ほとんどの特別支援学校には、医療的ケア児が在籍しておりますので、スクールサポートスタッフの配置を切望しております。これは、もう命にかかわることでございます。そのことについての見解をお伺いしたいと思います。

○大森教職員課総括課長 特別支援学校へのスクールサポートスタッフの配置についてでございます。委員御指摘のとおり、特別支援学校には特別な配慮を必要とする児童生徒が在籍しており、新型コロナウイルス感染症対応にかかわらず、学校の環境衛生を整える職員が配置されることは、教職員にとって安心につながるという声もお聞きしているところでございます。また、先ほど御紹介申し上げました国の補助事業——補習等のための指導員等派遣事業におきまして、特別支援学校も対象校種に含まれているところでございます。

県教育委員会といたしましては、スクールサポートスタッフについての国の配置拡充方針や予算の動向、さらには県の財政負担なども踏まえつつ、また学校現場の声も聞きながら、来年度のスクールサポートスタッフの配置について検討を重ねてまいります。

○小西和子委員 よろしくお願ひいたします。

次は、産休代替の前倒し配置についてでございます。2023年4月から産休代替の前倒し配置が実施された学校からは、妊婦である女性教職員の心身の健康に有効であった、担任をしている子供たちも戸惑いがなく、引き継ぎがスムーズであった、教職員の業務の軽減につながったという声を多数聞いております。産休を取得する教員と代替者のみならず、その職場の教職員の働き方改革にまで波及がありましたけれども、県教育委員会としてはどのように捉えているのでしょうか。

○熊谷小中学校人事課長 産休代替の前倒し配置についてであります。今年度文部科学省から、年度当初に前倒し配置するための教諭分の加配措置がありました。その加配措置分に加えまして、本県では定数等の管理を工夫しつつ、養護教諭、栄養教諭の前倒し配置を行ってきたところであります。また、年度当初に加えまして、2学期中の前倒し配置についても取り組んできたところであります。

講師任用にかかわりましては、年度途中の任用の講師確保が難しいことが大きな課題の一つでありますけれども、こうした取り組みの結果、年度当初に配置することができた1学期間におきましては、教諭の産休代替は産前休暇開始前に全て配置することができました。その結果、私たちに対しましても、さまざまな方々から引き継ぎが円滑に行われて、学校運営が安定した、産休教員の健康保持に効果があった、好事例としての報告をいただいているところであります。引き続きこうした取り組みを継続してまいりたいと考えているところでございます。

○小西和子委員 よろしくお願ひいたします。

教育現場の出産数も、コロナ禍前よりも減っているのです。さまざまなこともあります

し、教育現場の忙しさということがあり、迷惑かけるのではないかなどと思っている方もいるのではないかと推測しております。この産休代替の前倒し配置についてですけれども、このような取り組みというのは、少子化対策にも寄与するのではないかと思いますので、来年度も継続するべきと考えますが、いかがでしょうか。

○熊谷小中学校人事課長 この産休代替の前倒し配置の来年度の継続ということでありまして、こうした取り組みを継続するとともに、さらに確実な運営に向けて、文部科学省に対しましては養護教諭、栄養教諭に対する加配措置、それから年度途中の前倒し配置に対する加配措置等も要望していきたいと、そのように考えているところでございます。

○小西和子委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

最後です。特別支援学校の安心、安全な給食についてですけれども、皆さんマスコミの報道等で御存じのように、盛岡となん支援学校に給食を提供していた会社が当然営業を停止しました。この問題についての県教育委員会の見解をお伺いいたします。

○古川予算財務課長 全国的に業務の停止が発生しました株式会社ホーユー受託の給食業務につきまして、盛岡となん支援学校におきましては、9月に入りまして会社と連絡がとれないような状況が続いておりました。契約そのものは継続されておりましたし、従業員からも連絡がとれないということがありましたけれども、解雇されていないという状況がございまして、引き続き調理業務を行っていただいて、児童生徒への給食を切らさずに提供できていたということでございます。学校、県教育委員会とも情報入手後は給食を継続するという事を最優先に考えまして、学校と県教育委員会が連携し、株式会社ホーユーとの対応を行いつつ、新たな業者との契約を進めてきたところでございます。

障害を持つ児童生徒の個別事情を考慮した同校の給食を一日でも早く対応でき、かつ経営状況や調理員のバックアップ体制が万全である業者の選定を進め、学校において9月15日付で新たな業者との契約を締結することができました。この結果、現在においても、給食を一日も途切れることなく提供できているということでございますが、今回の株式会社ホーユーの対応は、事前に協議もなく、意思表示もなく、突然のことであったということで、不誠実であったと捉えているところでございます。

○小西和子委員 従業員の方々がボランティアというか、無償で給食をつくり続けてくださったのですよね。本当に頭が下がると思いました。このようなことがあるのだなと思った次第です。

今回の問題を教訓として、今後契約を締結するに当たって、安ければいいというものでもないということがわかったのではないかと思いますので、注意すべき点についてお伺いしたいと思います。

○古川予算財務課長 株式会社ホーユーとの契約は、令和3年4月から6年3月、本年度末までの3カ年契約をしていたものでございまして、今回の新たな契約は残期間である令和6年3月まで結したと、残期間を締結したというところでございます。来年度、令和6年4月からの契約につきましては、学校において改めて一般競争入札により取り進める予

定としておりますが、今回契約解除となった事態を踏まえまして、入札条件の見直し等について検討しているところでございます。安心して給食が提供できるように体制整備に努めてまいりたいと考えております。

○**小西和子委員** 株式会社ホーユーの問題は、そういうことで解決したということですね。

別の学校のことですけれども、デリバリー給食で4年前からペースト食対応が可能となった学校があります。保護者からは、さらに温かい給食を望む声がありますけれども、今後の対応についてお伺いしたいと思います。

○**最上特別支援教育課長** 特別支援学校の給食提供にかかわる今後の対応についてであります。デリバリー方式を実施している特別支援学校は、一関清明支援学校1校であり、現在刻み食やペースト食にも対応し、児童生徒の食事の形態に合わせて提供しております。しかしながら、学校給食衛生管理の基準に基づき、温度管理の必要があり、御飯については温かいものを提供しておりますが、おかずなどについては冷蔵庫で保管し、提供している状況にあります。

今後の給食提供につきましては、一関市の共同調理場から提供していただくよう、これまでも一関市教育委員会と協議を行ってきたところでありますが、今般の盛岡となん支援学校の事例もあったことから、給食の安定的な供給も含め、引き続き一関市教育委員会と協議を進めていきたいと考えております。

○**斉藤信委員** それでは、学校における新型コロナウイルス感染症の第9波の感染状況についてお聞きします。

第9波の感染状況、学級閉鎖、学年閉鎖、休校の状況、クラスターの発生状況はどうだったのか、第8波のピーク時と比べてどうだったのか示してください。

○**菊池保健体育課総括課長** 新型コロナウイルス感染症の感染状況についてであります。8月以降の県立学校の学級閉鎖等の状況については、10月12日時点の延べ回数で、学級閉鎖、8月が7回、9月13回、10月2回、学年閉鎖は8月3回、9月4回、学年閉鎖はありません。学校閉鎖につきましては、8月1回、9月1回、10月はありません。以上となっております。

また、市町村立学校につきましては、県内における夏休み以降の感染拡大の状況を踏まえ、各市町村教育委員会に対し、9月11日以降の臨時休業を措置した状況について報告いただくよう協力を依頼したところでございます。市町村立学校の学校閉鎖等の状況は、9月11日以降、10月12日時点の延べ回数でございます。学級閉鎖、9月27回、10月3回、学年閉鎖、9月17回、10月1回、学校閉鎖、9月1回、10月はありません。昨年度の12月が第8波の中で回数が多かったのですけれども、そこと比較してみますと、学級閉鎖が第8波では23回、今回は40回、学年閉鎖が第8波が11回、今回は21回、学校閉鎖が第8波が2回、今回は同じく2回になります。

また、公立学校におけるクラスターの発生状況は、10月11日時点で8月1件、9月7件、10月1件の状況でございます。クラスターにつきましても、昨年度第8波と比較いたしま

すと、11月29件となっております。そして、今回が9月が7件となっております。以上でございます。

○**齊藤信委員** 今回の答弁にあったように、第9波は学級閉鎖が40回で、第8波は23回と。学年閉鎖は、第9波が21回で、第8波が11回。学校閉鎖はそれぞれ2回と。これは実は、市町村立学校は9月11日以降の調査なのです。感染のピークは9月上旬でしたから、残念ながらこの大事なところがすぼっと抜けた。その数でも、第9波のほうが学級閉鎖、学年閉鎖は多かったと。恐らく多くの生徒、父母の方々は、この状況、実態というのは知らされていないと思います。だから、第8波と比べて第9波が学校の中でも大変な感染状況だったと。第8波の違いは、ピークは高かったけれども、第9波はかなり早く収束の方向に向かったということだと思います。

ただ、第9波が第8波並み、それを超えるような感染状況が学校の中でも明らかになったというのは大変大事なことで、これを考えれば冬場に向けて、第10波への対応をやはり今から考えていく必要があるのだと思います。先ほど請願の審査のところその点については触れましたので、その点で学校での感染防止対策をどう実施されたか、これからの第10波に向けてどういう対策を考えているか示してください。

○**菊池保健体育課総括課長** 学校での感染防止対策についてでございますが、5類感染症への移行後の学校での感染症対策については、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル——2023年5月8日からのものでございます。これに示されているとおり、平時から求められる感染症対策として、マスクは着用を求めないことを基本とする、発熱や咽頭痛、せき等のふだんと異なる症状がある場合などには登校しないことの周知、呼びかけ、換気の確保、小まめな手洗いの指導、日常の清掃により清潔な空間を保つなどの感染対策を継続して実施することとしております。これから寒い時期となりますが、換気や小まめな手洗いなど、基本的な感染症対策を徹底してまいりたいと考えております。

○**齊藤信委員** 衛生管理マニュアルでは感染拡大期にもマスクは基本的には求めないと。感染拡大期の対応はどうなっているのですか。本当にそれでいいのですか。

○**菊池保健体育課総括課長** 感染流行時におきましては、マスクについては教職員が着用する、または児童生徒に着用を促す、また感染リスクが比較的高い学習活動等に当たっては、活動場面に応じて、近距離、対面、大声での発声や会話を控えるなど、適切に対策を講じることとしております。

○**齊藤信委員** 私は感染拡大期にどう対応したか、第10波にどう備えるかと聞いたのだから。一般論を聞いたのではないのだから。実際に第9波に対しては、どのように対応されましたか。

○**菊池保健体育課総括課長** まず、先ほど申し上げましたけれども、衛生管理マニュアルで示されているものを基本といたしまして、また学校、地域の実情に応じた感染状況といったものを踏まえながら、各学校におきまして適切に判断をして指導していただいたとこ

ろでございます。

なお、感染状況によりましては、各学校におきまして機動的に校長の判断等によりまして措置をしていただいたというところでございます。

○**斉藤信委員** 私は、この質問に当たって、実態の把握を求めました。先ほど答弁があったように、市町村立学校は9月11日以降の調査だったのです。私はびっくりしました。実は感染拡大したのは、8月末から9月上旬なのです。ここがすっぱり抜けていた。やはり把握していないということなのです。感染が一番拡大して、学級閉鎖がふえたときの状況を県教育委員会は把握していなかったのではないかと。今国は、5類に移行してから、新型コロナウイルス感染症は終わったかのように、あらゆる対策を縮小、廃止しています。しかし、8月、9月にかけて全国的にも第9波でしたよ。だから、私はそういう意味で第9波の対応というのは、感染が拡大した第8波を超えるような状況があったにもかかわらず、残念ながら国に追隨して適切な対応ができなかったのではないかと。そのことをしっかり反省をしてやるべきだと思います。

佐藤教育長自身はそのように把握しましたか。

○**佐藤教育長** 5月8日にこの衛生管理マニュアルが改定され、それを市町村教育委員会を通じて学校現場に周知しているという中で、感染拡大時における感染対策について、先ほど菊池保健体育課総括課長から申し上げたような対策を講じるべきということで周知をしていたということでもありますので、あとは学校現場においてその地域の状況を踏まえながら、学校で判断していただいたということでございます。

9月11日からの実際の数値の報告の協力をいただくということについて、委員から遅かったのではないかとのお話もいただいておりますが、我々としては、基本的には市町村立学校については市町村教育委員会でしっかり把握していただいて、このマニュアルに沿って対応していただいているという認識ではありますが、かなり流行が進んできているということも踏まえて、やはり県教育委員会としてもその実態を押さえるべきということで、9月11日からですが始めたというところございまして、以後もこういう場合については適時に対応していくようにしていきたいと考えております。

○**斉藤信委員** 実は第35週、第36週が岩手県の感染状況が全国一だったのです。そのときの特徴は、学校のクラスターでした。50人、60人規模で学校のクラスターが発生したのが感染者数増加のある意味最大の要因でした。ピーク時はそうだったのです。今佐藤教育長が答弁しましたので、第9波がそういう状況だったということをお知らせにもしっかりと情報発信して、第10波への対応を進めていただきたい。

あわせて、インフルエンザの感染状況はいかがでしょう。

○**菊池保健体育課総括課長** インフルエンザの感染状況についてでございますが、県が10月11日に公表した内容によると、10月2日から10月8日までにおける本県の1定点医療機関当たりのインフルエンザ様疾患の患者発生状況が1.02となり、流行開始の目安となる1.0を上回ったことから、流行シーズンに入ったとされております。公立学校のインフルエン

ザによる臨時休業措置状況は、9月8日以降——これは厚生労働省による今シーズンの調査開始日となります。10月17日時点での延べ回数でございますが、学級閉鎖4回、学年閉鎖4回、学校閉鎖1回となっております。以上でございます。

○**斉藤信委員** インフルエンザも今までになく早くから感染拡大していると。だから、恐らくこの冬は、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症とダブルの感染拡大になるのではないかということも予想されますので、しっかりした感染防止対策取っていただきたいと思います。

次に、再発防止「岩手モデル」策定委員会の取り組みについて、この間第10回策定委員会が開催されました。特にこの間ずっと議論になってきたのが盛岡第一高等学校事件の検証でありまして、この検証結果、明らかになった問題と責任はどこにあるのか、被害者家族の理解と納得は得られているのか示してください。

○**大森教職員課総括課長** 盛岡第一高等学校事件の検証結果についてであります。再発防止「岩手モデル」策定委員会の理由の解明チームでは、学校及び県教育委員会の組織としての対応について、当時在籍していた職員から聴取を行い、事実関係の確認を進めてまいりました。

その確認の結果、当時の学校においては、被害生徒御家族様から訴えを受けてからの初動調査や、県教育委員会との連携、元部員からの証言を踏まえた対応が不十分であったこと、県教育委員会におきましては、学校に対する具体的な助言、指導が行われず、結果として顧問教諭による暴力や暴言の事実確認がおくれたことなどが不適切な点として明らかになったところであり、このことにつきまして、ことし7月に開催いたしました第9回策定委員会において御報告したところでございます。

一方、被害生徒御家族様からは、策定委員会で整理いたしました事実関係が御自身の認識と異なっている部分がある旨の御指摘をいただいたところであり、県教育委員会といたしましては、こうした御指摘を踏まえまして、これまでの聴取記録等を確認、精査をし、被害生徒御家族様を訪問の上、改めて説明を行っているところでございます。

今後におきましても、被害生徒御家族様からの御意見や御指摘も踏まえまして、必要な調査、説明を行ってまいりたいと考えております。

○**斉藤信委員** この間、ずっと検証されてきたことに私は敬意を表しますが、これだけ時間をかけた要因は、学校、県教育委員会、加害者側の調査ばかり行って、被害者側の問題意識、意見を除外して調査をしてきたことが片手落ちの調査になって、事実解明進まなかったのではないかと思います。その点はどうか。

○**大森教職員課総括課長** ただいま斉藤信委員から御指摘いただいた点につきましては、被害生徒御家族様からも指摘をいただいております。そうした自身の認識と異なる点、あるいは疑問な点について関係者に再度確認してほしいとの御要望をいただいております。県教育委員会としまして、関係者に改めて聴取を行うこととし、現在聴取項目等につきまして、被害生徒御家族様と調整、確認を行っているところでございます。

今後におきましても、こうした御意見、御指摘も踏まえまして、必要な調査、説明を行ってまいりたいと考えております。

○**斉藤信委員** 私は、県教育委員会の対応で一番問題だったのは、裁判に対する対応だったと思います。一審判決で、教官室での叱責、暴言は違法だという判決がありました。そして、一審判決の中で、顧問教諭は初めてみずからの体罰を認めたと。この認めた背景には、裁判の過程で被害者側が生徒の証言を出したのです。慌てて県教育委員会が初めて調査をしたら、体罰があったということが明らかになったと。私は、この問題は極めて重大だったと思うのです。顧問教師が一貫して体罰を否定したから、応訴したのです。しかし、一審の裁判の中で、この教師の証言というのは全く違っていた。みずからそれを認めたと。これが一審の裁判の特徴でありました。それに対して、一審の判決について、教育長の談話でも、県教育委員会の言い分はおおむね認められたと、こういう言い分なのです。裁判の中で明らかになった体罰、そして本当に追い詰めた暴言、この深刻さを全く過小評価したというのが私は県教育委員会の最大の問題だったのではないかと思います、いかがですか。

○**大森教職員課総括課長** 今回の事実確認を踏まえた不適切だった点としても整理してはいますが、民事訴訟を提起されてから一審判決に至るまで、県教育委員会からの指示や情報提供がなかったことや、あるいは県教育委員会としても裁判の対応に重点を置いて、十分な事実確認を行わなかったということを不適切な点として考えているところでございまして、こうした点も反省材料にしながら、再発防止策等を講じていきたいと考えております。

○**斉藤信委員** 策定委員会の中で、新たにこういう資料が出されました。平成29年5月に行われた第11回口頭弁論において、顧問教諭の証人尋問が行われたところであり、県教育委員会からは教職員課総括課長を初め5名の職員が傍聴していたと。いわば一審判決直前の証人尋問であります。総括課長以下が5人出ていたのですね。ところが、最近県教育委員会の処分が行われましたけれども、処分されたのは県立学校人事課長です。甘い戒告ですけれども。しかし、総括課長もいて、この裁判の中身は教育長にも報告されていたと。そうすると、単なる人事担当者の責任なのではないのではないかと。私は、総括課長、教育長含めて、この裁判の内容、証言を過小評価したと言わざるを得ないのだと思います。だから、一審判決を受けたにもかかわらず、おおむね県教育委員会の言い分が認められたという、全く反省のない教育長の談話になってしまった。

そして、二審の高等裁判所では、もっと深刻な、恒常的な暴力も明らかになって、そういう証言も出されて、その二審判決の直前に自死事件が起きるのです。だから、自死する前に重大な事実が明らかになったにもかかわらず、それに対応しなかったと。私は、ここに県教育委員会の最大の問題があったのではないかと思います、佐藤教育長が一番ここにかかわってきましたので、どう受けとめていますか。

○**佐藤教育長** 再発防止「岩手モデル」策定委員会ではさまざまな部会を設置しまして、

その一つに理由の解明を行うチームを設置しまして、当時の盛岡第一高等学校の事案を生徒さんが在学中のところまで遡りまして調査を重ね、そして最終的には平成30年7月に不來方高等学校で同じ指導者に指導を受けていた新谷翼君が自死するという事案に至ったわけですが、その過程において我々としても第三者委員会を立ち上げて、第三者委員会の報告書を令和2年7月にいただいています。その報告も含め、我々として遡って調査をしているわけですが、やはりその中で組織的、あるいは学校の対応が足りなかった部分、不適切だった部分といったものが相当程度明らかになってきておりますし、裁判の過程で当該教諭は証言を翻すわけですが、それ以後の県教育委員会と学校とのやりとり、学校に対する指導、それから一審で負けた後の県教育委員会と学校の関係においても、学校に対する指導が不足したとか、やはりさまざま組織的にも反省すべき点はあったと思います。

そういう中で、そこに非違行為があるものについては、当該教諭を初め、関係者を懲戒処分、あるいは懲戒に至らないまでも一定の措置をしたという流れの中で、今ここまで来ております。我々としては、今年度スケジュールを示して、おおむね了解いただきますが、今年度中に何とか再発防止「岩手モデル」を策定し、世に出したいと思っております。

一方で、盛岡第一高等学校の被害者の御家族は、まだ納得いただけていない部分がありますので、そこは我々としてその部分の調査も全力で続け、資料にはもう明らかに両論併記でお示ししております。十数年前の唯一絶対の事実を我々として明らかにできるのかというのは、なかなか難しいところもありますが、そういったこともしっかり記述した上で進めたいと思っております。いずれ理解を得るために、我々は最善の努力を続けていくということで取り組んでいるところです。

○斉藤信委員 これでも最後にしますけれども、私も10回傍聴してまいりました。遺族の方は、早く再発防止「岩手モデル」をつくって、不十分であればどんどん改訂してくれればいいと。そういうものを示してもらわないと、この体罰、暴言、不適切な発言はとまらないのではないかという、大変危機感を持った発言もありました。

実際に昨年、ことしと、体罰、不適切な発言、生徒の人格を侵害するような発言で懲戒処分を受けていますよね。だから、私は今再発防止「岩手モデル」を真剣に議論している中でなぜこういうことが続くのか、やはり根絶とあわせて再発防止「岩手モデル」をつくらないと、つくったからなくなるわけではないのだと思うのです。だから、そこのかかわりで、やはりこういう事件が根絶されるような取り組みを進めながら、ぜひ年度内に再発防止「岩手モデル」をしっかり仕上げさせていただきたい。改めて佐藤教育長にお聞きします。

○佐藤教育長 今斉藤信委員から御指摘いただきましたが、なかなか体罰、不適切な言動による懲戒処分を絶つことができないでおります。県教育委員会としましては、さまざまな方法でコンプライアンス確立に向けて取り組んでおりますし、それらも徹底的に今後もやっていかなければならないと。我々としても、まさに今再発防止「岩手モデル」策定中

にこんな事件を起こしてくれるのかというのは、正直本当に何だという思いを持つ者もたくさんいるわけなのですが、これは本当にただ繰り返し、繰り返し、我々としては全力を尽くして、現場からそういう体罰、暴言をなくして、子供を傷つけるというようなことがないように取り組んでいくということで、県立学校長会議もありますし、また市町村の教育長さん方とお会いする機会も多々ありますし、本当に機会あることに徹底を図っていきたいと思います。

○上原康樹委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 なければ、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。教育委員会の皆様は、退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には委員会調査について御相談がございますので、少々お待ちください。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。今年度の当委員会の調査についてであります。去る9月21日開催の正副常任委員長会議での申合せを受け、お手元に配付しております令和5年度文教委員会調査計画（案）のとおり調査を実施することとし、調査の詳細につきましては、当局に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、お手元に常任委員会調査実施要綱を配付しておりますので、御確認願います。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。